

昨日は何か官房長は中間報告はしないという答弁をされたということなんですが、これは一体どうなっているんでしょうか。

○矢野政府参考人 お答えをいたします。

大臣は再三にわたりまして調査をしっかりと徹底してさせるということをおっしゃつておられるわけですから、私がきのう答弁で申し上げましたことは、結論が出るまでに長い時間がかかるて、ずっとその間あたがされているということであります。おかしいんではないかという御質問がございましたので、中間報告をすべきじゃないかという御質問がございましたので、それに対しても答えたものですねけれども。

職員への処分につながる調査をしつかりとやつていきたいと思つてはおりませんけれども、途中で報告をするという形をとりますと、その調査を進めていった過程において、それとはまた相異なる情報が出てきたりしますと、それを整合というか統合して、真偽を追求する必要がございます。それが調わないうちに中間報告をするといふことは、極めて世の中に対し失礼でございますし、無責任な中間報告ということになりかねませんので、きちんと全貌をつかんで責任のある報告をいたしたいというふうに申し上げたところでござります。

○江田(憲)委員 いや、そんなことを言つていたら国民は納得しませんよ。

昨年の文科省の天下りあつせん、国家公務員法違反事案の調査を思い出してくださいよ。あのときも相当、今から以上いろいろな問題が噴

出をして、あの場合は文科大臣の指示で省内調査をしたでしよう。私の理解では、たしか二月の二十一日過ぎにまず中間報告を出して、そして二月の三十日でしたかね、最終報告を出したんですよ。もっとと言えば、内閣人事局、内閣全体の調査は六月に出していますよ。中間報告はあくまでも中間なんですね。

そうやって整合性ばかりを重視して、タイムリーにやはりしつかり国民に、やはり国民が理解

をして、ちゃんと調査をしているんだ、そういう風当たりは強くなると思いますよ。

私は、中間報告で発表したことと最終報告で発表したこととのそごが多少あってもやむを得ないと思います。だって、中間報告はあくまでも中間

意図が知りませんけれども、少しでもそこがあつちやいかぬ、だから中間報告はしないんだ。で

は、いつやるんですか。今までの答弁だったら、捜査が終結するまでやらないといつたら、いつやるんですか。そんなことでもつわけないでしょ

う。

私は、麻生大臣はそういうことも考えられた上で中間報告もしつかりやるんだといふうに答弁されたと理解していたんですが、それを官房長がひっくり返しているという風式なんですよ。どう

ですか。

○矢野政府参考人 お答えをいたします。

調査を長引かせようとかいうようなことを全く考へておりません。今まで理財局長も再三答弁をしておりますように、この時点において何がしかを包み隠そとかあるいはおくらせようとかいつた思いはみじんもございません。できるだけ早く結果を出して報告しなければいけないと、むしろ焦つております。

ただ、十二日にはこういうものが、決裁文書としてここからここまでが、十四件ですけれども、不届きな見直しが行われたということをざんげして報告させていただきましたけれども、それでも

なお、物すごい勢いでやつたのですから、一枚抜けていましましたといふようなことが後から一回あつて、厳しく御叱責をいたしました。

我々、正確にやらなきやいけないとということと速くやらなきやいけないと二律背反

りますけれども、速く正確にやらなきやいけないと思つております。

それをしつかりやりますけれども、先ほどもちょっと申しましたように、途中から違う情報が

をして、ちゃんと調査をしているんだ、そういう風当たりは強くなると思いますよ。

私は、中間報告で発表したことと最終報告で発表したこととのそごが多少あってもやむを得ない

と思います。だって、中間報告はあくまでも中間意図が知りませんけれども、少しでもそこがあつちやいかぬ、だから中間報告はしないんだ。で

は、いつやるんですか。今までの答弁だったら、捜査が終結するまでやらないといつたら、いつやるんですか。そんなことでもつわけないでしょ

う。

私は、麻生大臣はそういうことも考えられた上で中間報告もしつかりやるんだといふうに答弁されたと理解していたんですが、それを官房長がひっくり返しているという風式なんですよ。どう

ですか。

○矢野政府参考人 お答えをいたします。

調査が終結する前に調査の結果を出すということが絶対にあり得ないかなど、そうではございません。

ただ、過去の検査が入ったような不祥事と言われるものが各省いろいろ前例がございますけれども、御案内のとおり、検査が終わってから調査の結果を出さざるを得ないという実績といいますか

経験値があることも、これはもう搖るぎない事實でございます。

私たちも、自分たちにいわゆる反面検査権限といたものがございませんので、そういういた現実も考えながら可能な限りの調査をやつていただきたい

と思っております。

○江田(憲)委員 きょう法務省に来ていただいて

いるんですけど、では、検査というのはいつ終わる

んですか。

○加藤政府参考人 お答えを申し上げます。

現に検査中の事件につき、その進行の状況でありますとか、いつ終結するでありますとか、そう

いつたことについてはお答えを差し控えさせていただきます。

○江田(憲)委員 そういう答えでしよう。だから、いつになるかわからぬということです。そん

なことで国民が納得すると思っているんですか。そん

一方で、きのうもばらばらばら大阪地検か

ら、リーケでしようけれども、情報が出てきていい

るじゃないですか。全紙報道しているじゃないですか。理財局本省の職員を大阪地検が聴取してい

る事としてやつた、国会対応としてやつたなんて具体的な陳述みたいなものがもう出てているわけ

ですよ。これも私は問題だと思いますよ、法務省がリーケしているんでしよう。当たり前じやないですか。そういう中でこういう深刻な

事案が進んでいるというやはり認識が足りないんですよ。皆さんには、役員的な律儀さ、整合性なんかよりも、今一番大事なことは、とにかく、一生懸命やつているん

なら、一生懸命やつっているのを中間報告で出すのは当たり前でしよう。文科省はそれをやつたんだから。文科省が同じ事情でしたよ。文科省

だつたら、それはあなたが言うように言うんだけだから。文科省がいつ選択もあつたけれども、二

月二十日過ぎには中間報告をやり、一月後には最終報告を出しているんですから。そういうこと

で、財務省、せつから一生懸命やつていてるんだたら、やはり国民を見て仕事をやつてほしいんで

すよ。

大臣、大臣は、私の理解は、十九日の参議院の集中審議では、中間報告は出すというようなこと

を答弁をされたとだけじゃなくて国民は理解しましたとしますよ。それを官房長がひっくり返し

た。

ぜひ麻生大臣、さつきおっしゃいましたよね。

大臣の責任の果たし方として、しつかり全容解明を早期にやつていくことが大事なんだとおっしゃ

るんならば、文科省天下りの調査がそうであつた

ように、やはり中間報告というものを出していた

だくよう、指導力を發揮していただけませんで

しょうか。

○麻生国務大臣 今、江田先生のお話で、先ほど

から私の答弁を読み返しておりますけれども、中

間報告をするということを申し上げていることはありません。

この中で申し上げておりますのは、しっかりと出していただきたいというふうに思いますがどう御質問が矢倉先生からあつたのに対して、私どもの方としては官房を主としてきちんと対応をさせていただきたいと思っておりますと答弁していると思いますので、中間報告を出すということだけははつきり申し上げておきたいと存じます。

その上で、今おっしゃいましたように、私どもとしては、きちんとされたものができ上がるということは大事なんだと思っておりますが、今検査を受けおるという立場にありますので、そういう状況の中において検査をということにした場合に、出したものと検査の結論とまた違つたりしても非常なことになりますので、私どもとしては、慎重にやらなければならぬ、かつ急いでやらねばならぬというのを、今、先ほど官房長の方から説明を申し上げたとおりなんであつて、私どもとしては、対応というものを急いで出す、きちんと出すというその両方に取り組んでいかねばならぬところだと思つております。

○江田(憲)委員 中間報告を出すべきじゃないかと問われて、しつかり対応すると答えたら、中間報告をやるということじゃないんですか、日本語として。では、どういう意味なんですか。中間報告を出してくれと質問されて、しつかり対応すると大臣が言つたら、やるということじゃないですか。違いますか、日本的に。

○麻生国務大臣 しつかり対応するということは、直ちに中間報告ということを意味するわけではない、そう思つております。○江田(憲)委員 そんなことを言うから国民の理解が得られないんですよ。そんな大臣ならやめてくださいよ、本当に。しつかり大臣がリーダーシップをとらなきゃだめでしよう、政治の側が。役人はこういうことを言うのは、私も役人出身

ですから理解できないこともないんですよ。そこをしつかりと、当時は松野文科大臣でしたかね、

リーダーシップをとつてしまつて、中間報告を出して、たしか最終報告と中間報告の、それは全部一致していなかつたと思いますよ。そこもあるんでそれは、調査は人間がやることですし。

が出てくるときに、国民は一体何だろうというときに、やはり内閣として、政治として、ある程度のことを、固まつたらまず、中間ですから、中間で出して、そしてまだ精査して、検査の状況を見ながら最終報告を出すというのならわかりますけれども。とにかく、こういった対応じゃ、もう半年先、一年先になるんじゃないですか。麻生大臣、ずっとそれで大臣をやられるんでしょうね、さつきの話では。

そういうことが本当に国民的に見て許されるかどうかは、国民が審判することですから。ここまで言つて、私は、きょうは大臣がしつかりそれまで言つて、私は、きょうは大臣がしつかりそれまで言つたけれども。こういうのを国民が見てどう判断するかということだというふうに思います。

さて、三月九日の夜に突然、佐川国税庁長官が辞任の会見をされたわけですが、これは確認しませんけれども、この時点では、財務省も麻生大臣も改ざんされた事実といふものを知らなかつたといふ理解でいいですか。

○矢野政府参考人 お答えをいたします。

三月一日に新聞報道でそのような報道がありましたから、至急内部の調査に着手いたしましたので、本当にそのようなことがあるのかどうかといふことを我々はみづからに問い合わせる、疑いの目を持つてゐる状態ではございましたけれども、そういうことがあるという確証を得るには至つておりませんでした。

○江田(憲)委員 そういう中で、佐川さんは自発的にやめたいということを、事務次官が官房長かは知りませんけれども、申し出てきたということ

ですか。

○矢野政府参考人 お答えをいたします。

委員御指摘のとおり、佐川前長官につきましては、三月九日の朝に、本人から三つの事柄を申し述べ、辞職をしたいという申し出があり、それを大臣にも伝えさせていただいて、内閣における手続きをいたしまして、その日のうちに退職したと申します。

○江田(憲)委員 それでは、佐川氏自身も、佐川さんはそうは言わなくとも、しかし皆さんの言い方じや佐川さんも知つていたというふうに答弁をされておるから、まあ知つていただんですね。だから、知つていた上に、こういう局面で自発的に判断されて辞職願を出した、こういうことなんですかね。ちょっと腑に落ちないんですね。

私も、もうどなたかが指摘されているように、官邸に国土交通省が改ざん前の文書の写しを持つていつたのがたしか五日でしたね。総理大臣と官房長官に杉田副長官から報告したのが六日で、こういう状況の中で何で財務大臣と財務省事務当局だけがそういうことを知らなかつたのかといふ自然さを何度も質問されてきたと思ひますけれども。八日の日には、引き続き改ざん後の文書を平気な顔をして出してきている、国会に。これがまた批判をされているという翌日の九日に佐川さんが辞任をされたということなんですね。

本当に、普通であれば、改ざんのこういったような事実関係というのがここまで目まぐるしく動いている最中に、本人が仮に辞表願を出したからといって、改ざんに限らず、この問題についていろいろ聞かないかぬ本人を、即座に辞表を受理してやめさせる。しかも、処分をして、今後何かあれば追加的処分があるよといつてやめさせるというのは、恐らく唯一の例だと思いますね。

普通ならば、当然こういう方は、一応それは、意図はわかつた、しかしとりあえず辞表は預かるよ、今後の推移によつてはもつと処分をせぬないかね事態の展開もあるかもしねないからというの、普通の人事権者の対応なんですよね。それを

こういう形でばさっと受理しちゃつたということは、極めて私は不自然だと思いますけれども。

その関係で、産経新聞が非常に興味深いことを書いているんですね。産経新聞といえば、安倍政権と一番新しい新聞だという世間の評価があるわけですけれども、そこの三月十三日の、これは政治部長の石橋さんという人のコラムが一面に載っていますね。ここに極めて興味深いことが書いてあります。なかなか財務省が改ざんを認めないと書いてあるんですけどもと入手して提出させた、すると検察当局はもともと入手していたので、万事休す。財務省は白旗を上げ、文書書きかえを認めたというふうに書いてあるんです。

ここには看過できない幾つかの問題点があるんですけれども、まず事実関係を確認したいんですけども、まず法務省。業を煮やした官邸筋が法務省を通じて検察当局に押収資料の写しを提出させたというのは、法務省、事実でしょか。

○加藤政府参考人 お答えを申し上げます。

なお、検察当局においては、財務省の行う調査に対しては、その要請等に応じて、検査に支障のない範囲内で適切に対処しているものと承知しております。

○江田(憲)委員 そんなことを言つたら、否定も肯定もしないといふことだからね。これはしかし大変な問題ですよ、事実なら。検察というのは、ある意味で準司法機能を有する組織、かつ独立性を持つ組織ですよ。その検察が法務省を通じて官邸から言われて出したということになれば、これ自体がまた、民主主義国家というか、根底を搖るが大問題ですよ。そんなことを肯定も否定もし

ないという態度でいいんですか。

○加藤政府参考人 お答えを申し上げます。

繰り返しとなります。お尋ねは、検察当局における具体的な事件に関する検査に関するものでござりますので、そのお答えは差し控えざるを得ません。

ただ、あくまで一般論として申し上げれば、官邸から御指摘のよつた指示がなされることはありません。

ただ御指摘のよつた指示がなされることはありません。得ないものと承知をしております。

○江田(憲)委員 ということは、産経新聞がうそをついておると。今の答弁はそういうことですよ。

それでは財務省。こう書かれているんですが、それまでは改ざんを一切認めてこなかつた財務省

当局が、これで検察から写しが来たことで万事休す、白旗を上げ、文書書きかえを認めたと書いてある。これは事実ですかね。

○太田政府参考人 お答えを申し上げます。

私どもは、三月一日の報道、そして本委員会も含めて、その日、厳しい国会の御論議をいただいて、国政調査権を背景として調べる。我々は、捜査に全面的に協力するのが最優先と申し上げておりますが、国政調査権を背景として国会からの厳しい御指摘を受けてということで調査を始めました。

その過程において、私どもなりにできるだけのことをやつた上でないと捜査機関には御協力がないだけないというふうに考えて、できるだけのことをやつたと我々なりに認識をして、九日の日に地検にお願いをいたしました。その上で、御協力がいただけましたので、その日に大阪地検の方に向かつて必要なものをコピーレをさせていただいて、帰ってきたのが、日付変更線を越えて十日にして、本省、財務省に来たということです。私たちが財務省の方から知り得ることは、それが全てでございます。

○江田(憲)委員 佐川さんが辞任会見をした、たしか九日の夜の八時過ぎでしたつけ。じゃあ、財務省が検査からその改ざん前の文書を入手したのが何時ですか、九日の。

○太田政府参考人 お答えを申し上げます。

今委員がおつしやられるのは、要すれば、大阪地検に行つてコピーをとり始めた時間とかとり終わつた時間ということかなと思いますが、少なくともコピーをとつているときは必死にコピーをとつて、持つて帰つてこられたのが日付変更線を超えて十日になつてから、それから本省において

我々が思つてたものといだけたものとを確認をしてという作業をしたので、我々として作業上も含めて認識できているのは十日になつてからと

いうことになります。

○江田(憲)委員 わかりました。そうすると、佐川さんがやめた時点では、財務本省としてもそ

う改ざん前の文書があるということを正式には認識していなかつた、こういうことです。だから佐川さんの自発的な辞職とは関係ないといふこ

とですか。本当にこれは腑に落ちないんですよ

ね。

一方で、官邸主導で佐川氏をやめさせたという

一部報道もあるぐらいで、私がここにこだわるのは、産経新聞の政治部長がゆめゆめこんなコラム

で一面でうそは書かないと思うんですよ、さすがに。政治部長名で書いていますからね。これを読むと非常にわかりやすいんですよ。

要は、官邸は五日、六日にもうわかつて、いただけないというふうに考えて、できるだけのこ

とをやつたと我々なりに認識をして、九日の日に

地検にお願いをいたしました。その上で、御協力

がいただけましたので、その日に大阪地検の方に

向かつて必要なものをコピーレをさせていただい

て、帰ってきたのが、日付変更線を越えて十日にして、本省、財務省に来たということです。そして、私たちが財務省の方から知り得ることは、それが全てでございます。

○江田(憲)委員 佐川さんが辞任会見をした、たしか九日の夜の八時過ぎでしたつけ。じゃあ、財務省が検査からその改ざん前の文書を入手したのが何時ですか、九日の。

○太田政府参考人 お答えを申し上げます。

せたんじやないか。この産経新聞の記事を読んで、やはりそなのかという思いを持ちましたけれどもね。そこが結構この問題の本質を今後考え

るに当たつて重要なポイントだと私は思つていま

すから、これ以上申し上げませんけれども、佐川さんの証人喚問もありますから、聞いてみてもし

いのかもしれません。

さて、そういう意味で、この本質に迫るためにちょっと基礎的なことを聞きたいんですけど

も、国会から資料要求が来ますね、財務省に。あ

と総理答弁、大臣答弁、あと局長答弁、質問取り

に行って作成しますよね。総理答弁、大臣答弁、局長、事務官答弁、それぞれにおいて、国会議員

から発せられた通告、質問事項をどう省内で処理をして、決裁して、それで答弁資料にして答弁するのか、その流れをちょっととそれについて御説明いただけませんか。

○矢野政府参考人 お答えをいたします。

財務省におきましては、総理の答弁につきましては、担当部局がまず作成をいたしまして、必要

に応じまして大臣官房の文書課において確認をし

た上で最終的に官邸の総理秘書官が確認を行い、また大臣を含む政務三役の答弁につきましては、

担当部局が作成した上で大臣官房文書課と当該秘書官が確認を行い、それから政府参考人の答弁につきましては、担当部局が責任を持つて作成するといった分担になつております。決裁という形は

つきましたが、担当部局が責任を持つて作成するといつた分担になつております。決裁という形は

つきましたが、担当部局が責任を持つて作成するといつた分担になつております。決裁という形は

つきましたが、担当部局が責任を持つて作成するといつた分担になつております。決裁という形は

つきましたが、担当部局が責任を持つて作成するといつた分担になつております。決裁という形は

つきましたが、担当部局が責任を持つて作成するといつた分担になつております。決裁という形は

つきましたが、担当部局が責任を持つて作成するといつた分担になつております。決裁という形は

○太田政府参考人 お答えを申し上げます。

今委員がおつしやられましたように、基本的に想定問答、我々、想定問答と言つておりますが、それについては、今ほど官房長が御説明をしたよ

うな手続をとつてとということはそのとおりでござります。

ただ、委員も御案内のとおり、昨年の今の時期、要するに森友問題が盛んに議論されておつた

時期は、基本的に特に、本委員会も厳しいですけれども、予算委員会になると、やはり総理が入つていらっしゃつてテレビも入つてて、それは、基本的に想定問答

されになれば、当然ですけれども、追及される方の野党の先生方もより厳しい状態で質疑があると

いう状況でござります。

必ずしもいたいたいた問い合わせのとおりといつた形ではなくて、その場のやりとりといつた形にどう

うしてもなりますので、それは、基本的に想定問答といつたものを頭に入れた上で、その場で局長が

その間に応じて頭に入れたもので答弁を申し上げるということになりますので、そういう意味

で、前佐川局長もそういう対応をしておつたと思

います。

そういう中で、今委員が例えとしておつしやられた答弁について、基本形は、例えば、政治家の

関与はなかつたというお話は、政治家からの不

当な働きかけといつたものはありませんでした、た

だ、政治家を含めて一般的にいろいろな問合せはありますというものが基本的な答弁の基本形だつた

と思います。

ただ、あつたのかなかつたのかといったよう

せたんじやないか。この産経新聞の記事を読んで、やはりそなのかという思いを持ちましたけれどもね。そこが結構この問題の本質を今後考え

るに当たつて重要なポイントだと私は思つていま

すから、これ以上申し上げませんけれども、佐川さん

の関与は一切ございませんとか、記録

は全く廃棄しましたとか、そういう答弁も当然今

形の追及を受ける、御質問を受けるという中で、言葉のやりとりの中で、あるいは、今申し上げたような答弁をしていると、報道とすればやや短く縮まつてということもあつたのではないかというふうに思つております。

大臣なりの完全な了解、基本形は了解なんですが、その中での最後のやりとりは局長が責任を持つてやらざるを得ない、あるいはその場のそういう状況になつて、いたというのことは事実だというふうに思つております。

○江田(憲)委員 ただ、これは極要な、一番のコアのところですから。政治家の関与は一切ないと記録は廃棄した、これは大胆な答弁だと思いま

すよ、局長にしては、役人にしては。そこまで踏み込んでばしつと言ひ切つた、これは完全にこの問題の本質というかコアのところですから、当然、それは総理大臣も麻生大臣も御存じの上で答弁をされているということですね、今の御答弁。

じゃ、国会資料要求については、たしか、政府委員室に内閣総務官室を通じて来るときもあるけれども、来た場合は、まず文書課に入つて、文書課から担当課に振つて、それで資料を作成して、文書課が集めて政府委員室ないしは内閣総務官室に出して国会議員に届ける、こういう理解でよろしいですか、国会資料提出は。

○矢野政府参考人 お答えいたします。
委員御指摘のとおりでございます。ただ、政府委員室ではなくて国会連絡室でございます。
○江田(憲)委員 ということは、改さん後の資料を去年ですか、提出をしていたことについては、当然、理財局だけではなくて、大臣官房文書課も当然知つてゐるということですね、その提出資料については。

○矢野政府参考人 お答えいたします。
窓口として、官房の文書課、それが国会連絡室を通じて物理的にお出しをするということは御指

摘のとおりでござります。

中身について、どこまで念査できるか、真偽のはどをどこまで責任を持つて念査できるかというのには限界があると思います。

○江田(憲)委員 通常のことならそれで私も理解できるんですが、本件は大変、最重要文書です。あれば森友問題で国会がんやわんやの騒ぎになつてある最中の国会提出資料を、単に文書課は窓口でしたなんて、僕は絶対信じませんよ。

私は、海部、宮沢政権のときに内閣副参事官で、まさに官邸でこういつた差配をしていたんです。私のカウンターパートは文書課の勝栄一郎さんでしたよ、後に事務次官になる。私はこれで、そういうメカニズムは詳細に知つているつもりです。

大臣官房文書課を通じて国会提出資料を出すときには、これが大変重要な、もしかしたら政権の屋台骨も揺るがすような資料だというのは、認識しているなかつたら大臣文書課長は失格だし、そこから大臣文書課長の上司の官房長、次官に、こういう資料を出しますから、これは行つていいなかつたら文書課長の懈怠ですよ、どうですか。

○矢野政府参考人 お答えいたします。
国会に提出する資料につきましては、基本的に、財務省の場合は、官房長まで上げる形をとつてはおります。

ただ、先ほども申しましたように、官房長において書類の一文字一文字に至るまでが間違いがないかということを確認できるかといえれば、物理的には限界があると思つております。

○江田(憲)委員 官房長までは届ける。あとは

その他の質問主意書等々もござりますので、物理的には限界があると思つております。

それどころか、本件は、私は当然その判断に値す

が提出しますね。これは当然、これだけの改さん

が言われている文書ですから、提出に当たつて、文書課から官房長、事務次官には当然上がつてい

るんでしょうね。

○太田政府参考人 お答えを申し上げます。

今委員の御指摘は、今回、十二日に提出をさせ

ていただいた、書きかえ前、書きかえ後というのを見比べたような形の資料ということでございま

ります。ということは、その前に、当然でござりますけれども、官房長にも事務次官にも私が説明をしております。

○江田(憲)委員 こういう流れなんですね。

ですから、何か今、最近聞いていると、本当に、理財局の一部の職員がやつた、佐川局長は最終責任者だと大臣はおつしやいましたね。最終責

任者は大臣でしょう、当然のことながら、役所のトップでしよう。何で佐川局長が最終責任者なんですか。大臣が知らうが知るまいが、トップとい

うのはまさにそのためにあるんでしょう。こうい

うことが起つたときに責任をとるためにあるん

じゃありませんか。それはもう民間会社だつて役所だつて変わりませんよ、その点は。

それを、大臣、わざわざ佐川局長が最終責任者だとおつしやつたこと自体が、自分に類火を及ぼさないようになつよう。佐川さんだけに責任を押しつけようつて。だから、それは聞いた人はそう思ふんじゃないですか。大臣、いかがですか。最終

責任者なんですか、佐川さんは。最終責任者は大臣でしよう。

国会での答弁が誤解を受けることとならないよう

にするために行われたものと見られ、また、当時、主として答弁を行つていたのが佐川前長官であるということを考えれば、佐川前長官の度合いが大きいということではないかと考えています。

○江田(憲)委員 よくわかりませんけれども、いずれにせよ、さつき申し上げたとおり、省内のこういう国会資料並びに国会答弁の作成過程を

知つてれば、これが理財局単独プレーだということは考へられないんですね。しかも、こんな重大な案件ですからね。当然、私はもう、官房長、次官、大臣も知つた上の話だというふうに思つてますし、きょうはそこまでは言いませんけれども。

では、改さんをしていたとすることでも、それはそういう過程の中で部下から説明があるといふこともありますし、そういう意味では、これらは必ずしも、ぜひ解説をしていただきたいといふふうに思つています。

そこで、総理夫人付、これがキーなんですね。二月五日に私が予算委員会でも言つたように、なぜ総理夫人付が常駐で二人も、しかも経産省から行つたか。これはもう、今井さんという政務秘書官が経産出身で、そこに、母屋に頼んで、人縁りが苦しい中、二人も出したというのが事実なんですね。ですから、総理夫人付というのは、上司は今井政務秘書官なんですよ。

その総理夫人付が、常に昭恵夫人と一緒に行動をともにし、それで、昭恵さんがどこの講演で、小学校で私にできることがあればと言えば、当然その夫人付としては出張報告として、今井秘書官、もしかしたら経産から行つて総理秘書官に、こういうことがありましたよという出張報告をするのはある意味で当たり前の話で、では、これは昭恵さんの条件なんだからちょっとよろしく頼むよと。

有罪判決を受ける虞のある証言を拒むことができること」という規定でございますが、この刑事訴訟法第一百四十六条の解釈が一つの参考になるのではないかと、うふうに考えてございます。

この点につきましては、刑事訴訟法第一百四十六条による証言拒絶権の範囲を具体的に判示した最高裁判例は見当たらないようございますが、下級審の判例におきましては、当該証言が自己が刑事訴追を受けるおそれのある犯罪構成要件事実若しくはこれを推測させるに至る密接な関連事項に及ぶ場合をいうとされておりまして、この点ではほぼ一致しているようございます。

しかば、この密接な関連事項とは何かということがありますと、これはもう一義的には定まるものでございませんで、事件の性質でありますとか内容等といった諸般の具体的な状況により決せられるということをございまして、個別具体的の判断ということになりますと、私どもの立場からはなかなか申し上げにくいところではござりますが、あえて御質問にお答えさせていただきますと、先生御指摘の証言拒絶権の限界につきましては、昭和四十年八月一十六日の大阪高裁の裁判例でございますが、若干引用させていただきますと、刑事訴追を受けるおそれの範囲については、みだりに拡張して解釈すべきものではなく、客觀性と合理性を持ち、何人にももつともと考えられるものであることが必要である、途中省略しますけれども、単に犯罪発覚の端緒となるにすぎないような事項、訴追される危険性が希薄な事項、それから、証人個人の单なる危惧のよくな客觀性と合理性を欠く事実等までもこの刑事訴追を受けるおそれがある証言等に含ませることは妥当ではないと言わねばならないとするものはございます。

いざれにいたしましても、個別具体的の事案におけるようないふうに考えてございます。いましては、刑事訴追を受けるおそれによる証言拒否が正当な理由に基づくものと認められるかどうかという点につきましては、その具体的の事案、事情に即しまして、委員会の先生方の御議論に基づき、委員会において御判断がなされるものと承

知いたしております。

○江田(憲)委員 時間です。

ぜひ来週、衆参の予算委員長におかれましては、今のラインに沿って、ゆめゆめ密接ではないことについて証言拒否した場合は委員長の差配によって証言をしていただき、喚問が実り多くなることをお願いしたいと思います。

本当にありがとうございました。

○小里委員長 次に 杉本和巳君。

○杉本委員 日本維新の会の杉本和巳であります。

本日は、日本銀行の新しく着任されました若田部副総裁にお運びいただきまして、デフレ脱却といふ点について質疑をさせていただきたく存じます。

就任前、三月五日衆議院の議運、そして三月七日参議院の議院運営委員会で、参考人というお立

場で答弁をされておられて、その際に 所見等お答えをいたいたいということは存じ上げています。

し、その後、人事の議決というか、十六日に国会承認を経まして、二十日の夕方に着任されたといふことで、まだ着任数日という段階でいらっしゃるかと思いますが。

最近おつしやられたことが、デフレに逆戻りしないという強いスタンス、姿勢と、レジーム、枠組みを継続し、可能ならば強化するのが重要だ、こう強調されて、異次元緩和の重要性を強く言われた。それと、時期尚早な政策変更是回避し、必要ならちゅうちょなく追加緩和をすべきだという

ことで、市場の緩和縮小観測を牽制されたという

ようなことを伺っております。

そんな状況下で、これまで日銀とのかかわりといふのは、どちらかというと、いろいろ意見を聞かれるようなお立場でいらっしゃったかと思うんですけれども、任期五年ということで、むしろ、これから五年間、二〇二三年の早い春までお仕事をしていただくということの中で、私としては、

何としてもやはりこのデフレ脱却を本当に実現していくなどと、過去五年を振り返って、それ

なりの改善はされてきていると思うんですけども。

いわゆる政府と日銀の共同声明があつて、そして同じ方向を向いて、インフレであった場合は、通常はやはり政府と日銀はある意味別の方向を向いて、むしろ嫌われ者役で日銀が動くというようなインフレ状況と違つて、デフレというものは、まさしく政府と日銀が一緒になつて、力を合わせて何とか脱却していかなければいけないというような環境の違いというのも私も感じておりますけれども。

そんな状況の中で、ちょっとお立場上答えにくいかもしれないんですけど、金融政策決定会合が最近行われて、三月の八日、九日開催分の内容の中に、主な意見として、社会心理学用語で認知的不協和というような言葉も登場していたというふうに伺っておりますけれども。

その一方で、政策委員会というか決定会合というかの運営について、何となく官僚っぽいと云ふか儀式っぽいというか、自由闊達な議論がちよつとなくなつてきてるというようなことも一部漏れ伝え聞く状況ではござりますけれども、今までむしろ外部の立場でいらっしゃったかと思うんですけども、決定会合のメンバーと外部の方々との接触制限とかそういう問題があつて、自由闊達な議論がなされていないのではないかというような懸念がうかがえますけれども、その点について、日銀のお立場として、どういう状況にあるのか、お話しただければと思います。

○杉本委員 ありがとうございます。

先般の就任前の質疑と、今はもう着任されて四年目ということで、やはり責任の重さなりというところはお持ちになられたと私は感じているんですね。

ところはお持ちになられたと私は感じているんですけども、改めて、議運で所見で述べられておられると思いますけれども、過去五年間のデフレ脱却への取組をレビューいただきたいし、二%の物価安定目標の達成状況をどう考えるか、あと、抱負をちょっと言つていただきたい。

あと、私が気になるのは、やはり、デフレに対しては、申し上げたとおり、政府と協力しなきやいけないんですけれども、一方で、中央銀行の独立性というのは日本の通貨の信認ともかかわるところだと思いますので、こういった中央銀行の独立性の問題。あるいは、日銀の、国債をたくさん買ってたりETFをたくさん買ってたりという状況

が、まず、日銀の服務規定としまして、利害関係者との接触については慎重を期する、公正中立性を守るということがございます。そして、金融政策決定会合の前であるならば、そういう情報が漏えいしないような工夫というのを日銀はしているふうには伺つておりますし、承知しておられます。それを超えて、特定の何か外部関係者との接触を制限するようなことがあるというふうには私は存じ上げておりません。

政策委員のメンバーは、例えば地方に、講演というか挨拶をするような形で、日銀が持つてます支店に行つて挨拶するというふうなことがござりますし、そこでは企業の経営者や地元の経済界の人々とも交流をする。日常的にも市場の関係者の人とも本行などでいろいろと意見交換はしていると思いますが、それで何か制限が生じているに伺つておりますけれども。

その一方で、政策委員会というか決定会合といふかの運営について、何となく官僚っぽいと云ふか儀式っぽいというか、自由闊達な議論がちよつとなくなつてきてるというようなことも一部漏れ伝え聞く状況ではござりますけれども、今までむしろ外部の立場でいらっしゃったかと思うんですけども、決定会合のメンバーと外部の方々との接触制限とかそういう問題があつて、自由闊達な議論がなされていないのではないかというような懸念がうかがえますけれども、その点について、日銀のお立場として、どういう状況にあるのか、お話しただければと思います。

○若田部参考人 お答え申し上げます。

御指摘のように、私、日本銀行副総裁に就任してまだ四日目でございまして、それで、まだ金融政策決定会合には参加しておりません。ただ、公表されている主な意見や議事要旨を見る限り、先ほど先生も御指摘になつたように、認知的不協和などという言葉も出てくるようございまして、非常に自由闊達に議論はされているのではないかという印象は持つております。

東南アジアの国々なんかは、高い成長率があるて、インフレといふのは容易に達成できたりする

というような気もいたしますけれども、先進国という表現が適切かどうかわかりませんけれども、物価安定目標を持つていてそれを達成できているような国が、意外とありそうでないのではないかというような感を私は持っているんですけれども。

他国において、インフレターゲットというか物価安定目標を達成しているところで、学ぶべき点がありやなしやという点と、いわゆる共同声明で二というふうにうたいましたけれども、月日がたちまして、二といふ置き方が本当にいいのかどうかというのは、やはり、政府も日銀も、改めて、黒田総裁が再任され、新副総裁がお一人着任されたという状況の中で、この共同声明についても、結果的にそのままいくということになるのかもしれません。内部的には見直しを考えられるべきではないかなとも思つておりますので。

そういう意味で、ちょっととあえて、極端かもしれないけれども、物価安定目標を一・五と置いてみると、何らかの問題がありやなしや、こういった点は検討し得るかどうか。この点について、御答弁いただけます。

○若田部参考人 お答え申し上げます。
まず、OECD諸国から何を学ぶべきかということでお願いできればと思います。
さて、OECD諸国から何を学ぶべきかといふことですが、まず、OECD諸国では、ほとんど、グローバルスタンダード的に二%というのを目指しております。
そこで、御指摘のように、実際に二に達しているという国は、アメリカやユーロ圏も含めてまだございません。ただ、イギリスは、もう二%を超えて二・七%ぐらいという形で、むしろオーバーシュートしているぐらいでございまして、ほかの国は若干弱含みでございます。これは、経済学者の間でもいろいろと議論がありまして、実際、なかなか、インフレ、上がりにくい状態になつているのではないかという議論があるのは事実でござるのではないかと、

います。

一方、日本の場合、本日発表されたCPI、消費者物価指数の数字というのが、いわゆるコアコアと言われる、生鮮食品とエネルギーを除いたものが〇・五%というふうなことでして、欧米諸国では低いとはいっても一・五とかそれぐらいを達成しているのに比べると、まだ足りないというところでございます。ですので、OECD諸国から日本が学び得ることといえば、なぜそういう違いが出ているのかということだと思います。

これは諸説いろいろとございますが、日本の場合、やはり、まだ人々がこの二%というのを信じ切つていらないというところがあつて、予想物価上昇率が、そこまでは、専門用語でいうとアンカーアップしていない、いかりが船を安定させるように、インフレ率が何かある数値でもって安定的に推移していくないということがあるかと思います。ですべての、それを何とか二%のところにアンカーさせていくというのが日銀の政策にとって極めて重要なござります。

では、一・五ではどうなのかということではございますが、これは幾つか理由がございまして、何らかの問題がありやなしや、こういった点は検討し得るかどうか。この点について、御答弁いただけます。

これが言えるかと思います。

ただ、統計数字そのものはいろいろと幅がござりますので、失業率につきましても幅を持つて考

えていかなければいけないと私は思いますが、日本銀行としては、やはり二%の物価安定の目標を達成することが、例えば一・五を目標とするよりは、

ベネフィットというか、メリットの方が大きいであらうというふうに考えている次第でございま

す。

○杉本委員 時間となりました。

ぜひ、二%目標を達成するよう御努力いただきたいと思います。

ありがとうございます。

○小里委員長 午後四時三十五分開議

この際、お諮りいたします。

○小里委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案審査のため、本日、政府参考人として金融

○小里委員長 次に、第一百九十五回国会、内閣提出、保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聽取いたします。金融担当大臣麻生太郎君。

○麻生国務大臣 恒だいま議題となりました保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明させていただきます。

〔本号末尾に掲載〕

○小里委員長 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○小里委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○小里委員長 これより質疑に入ります。
○高木練太郎君。 質疑の申出がありますので、順次これを許します。

○高木練太郎君。 よろしくお願ひします。

本日、この時間帯は、金融担当大臣としての麻生大臣にお伺いをしてまいりたいと思います。

金融庁にとってみれば、公文書を改ざんする、書きかえするなどということは全く想像もしない話で、当然、過去も現在もあり得ないという話であるとは思います。ですが、あえて伺いますが、金融庁におかれましては、これまで公文書の意図的な改ざんや書きかえというものは一切ないということを言えますよね。いかがで

以上が、この法律案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

○小里委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○小里委員長 この際、暫時休憩いたします。

午前十時十七分休憩

	<p>○麻生国務大臣　これまでのことに関しましては、私の知る限りでは、ございません。</p> <p>○高木(鍊)委員　もう一点、確認させてください。</p> <p>今後、改ざんや書きかえなどが行われない、そのための対策はどうなものを講じていらっしゃいますでしょうか。</p> <p>○麻生国務大臣　高木先生、私も役人の無謬性なんといふのは信じたことがありませんので。どんな人間でも、無謬性なんといふ人は信じませんし、神じゃないので、必ずそういったことはあり得る。まあ、ちょっとした気の迷いとかいろいろなものがありますので。そういうことが起こらないような手段取りと</p> <p>金融庁の公文書管理についての話ですが、これは、行政文書の管理が適正に行われていることを確保するために、公文書管理法というのが平成二十一年だか、内閣府が定める行政文書の管理に関するガイドラインというので、これに沿いまして、金融庁行政文書管理規則というのを平成二十三年に制定をいたしておりますので、文書管理を確保させていただいているところだと思っております。</p> <p>引き続き、行政文書の作成とか管理についてお答え申し上げます。</p> <p>○高木(鍊)委員　その後、平成二十四年度に改正が行われますが、その際、二十四年度の改正以降どのようになるか、そのときの見通しを教えていただけますでしょうか。</p> <p>○池田政府参考人　お答え申し上げます。</p> <p>ただいま御答弁申し上げました平成十七年の保険業法の改正に際しまして少額短期保険制度が創設されました折に、それまで、従前から共済業務を行っていた者については、激変緩和のために、当初、平成二十五年三月末までの時限措置として、受け可能な保険金額の上限に経過措置が規定をされました。</p> <p>このような経過措置の激変緩和としての趣旨に照らしますと、可能な限り早期に本則に収束させることが望ましいところであります。が、今御指摘の平成二十四年の保険業法改正時におきましては、本則を超える保険金額で引き受けられた保険契約が、当時、平成二十五年三月末時点でおよび百九十万人と、相当数存在していたところです。</p> <p>そうした中、ただいまの経過措置につきまして、平成三十年三月末まで五年間の延長が必要とござります。</p> <p>○池田政府参考人　お答え申し上げます。</p> <p>ただいまございました平成十七年の改正、その前の保険業法におきましては、保険業と申します</p>	<p>しょうか。</p> <p>○麻生国務大臣　これまでのことに関しましては、私の知る限りでは、ございません。</p> <p>○高木(鍊)委員　もう一点、確認させてください。</p> <p>今後、改ざんや書きかえなどが行われない、そのための対策はどうなものを講じていらっしゃいますでしょうか。</p> <p>○麻生国務大臣　高木先生、私も役人の無謬性なんといふのは信じたことがありませんので。どんな人間でも、無謬性なんといふ人は信じませんし、神じゃないので、必ずそういったことはあり得る。まあ、ちょっとした気の迷いとかいろいろなものがありますので。そういうことが起こらないような手段取りと</p> <p>金融庁の公文書管理についての話ですが、これは、行政文書の管理が適正に行われていることを確保するために、公文書管理法というのが平成二十一年だか、内閣府が定める行政文書の管理に関するガイドラインというので、これに沿いまして、金融庁行政文書管理規則というのを平成二十三年に制定をいたしておりますので、文書管理を確保させていただいているところだと思っております。</p> <p>引き続き、行政文書の作成とか管理についてお答え申し上げます。</p> <p>○高木(鍊)委員　その後、平成二十四年度に改正が行われますが、その際、二十四年度の改正以降どのようになるか、そのときの見通しを教えていただけますでしょうか。</p> <p>○池田政府参考人　お答え申し上げます。</p> <p>ただいま御答弁申し上げました平成十七年の保険業法の改正に際しまして少額短期保険制度が創設されました折に、それまで、従前から共済業務を行っていた者については、激変緩和のために、当初、平成二十五年三月末までの時限措置として、受け可能な保険金額の上限に経過措置が規定をされました。</p> <p>このような経過措置の激変緩和としての趣旨に照らしますと、可能な限り早期に本則に収束させることが望ましいところであります。が、今御指摘の平成二十四年の保険業法改正時におきましては、本則を超える保険金額で引き受けられた保険契約が、当時、平成二十五年三月末時点でおよび百九十万人と、相当数存在していたところです。</p> <p>そうした中、ただいまの経過措置につきまして、平成三十年三月末まで五年間の延長が必要とござります。</p> <p>○池田政府参考人　お答え申し上げます。</p> <p>ただいまございました平成十七年の改正、その前の保険業法におきましては、保険業と申します</p>
--	---	--

でございます。

○高木(鍊)委員 今例に挙げましたペット保険ですが、二〇一六年三月末時点では八十三億円だった収入保険料が、二〇一七年三月末、一年たつてみれば、百三億円、私の手元の資料では約二〇%以上の伸びを示しておりますので、更にこのペット保険の市場というのは拡大するのかなというふうにも思えるんです。

そこで、例えば、この今申し上げたペット保険などに限らず、少額短期保険商品というものは、提供窓口が必ずしも保険会社ではなくて、例えば今私が言つたペット保険でしたら、ペットショッピングなども販売窓口だつたりするんだと思うんですけども、そういう商品の販売の際に、説明義務の規定ですとか、募集の際の規制というのがあるんだと思うんですねけれども、そこら辺について教えていただけますでしょうか。

○遠藤政府参考人 お答え申し上げます。委員御指摘のように、少額短期保険業者に関するところは、これは保険業法に基づく監督をしておりますので、少額短期保険業者が、代理店も含めて、どういった形で顧客への説明を行つてあるかというその状況は、我々は定期的にヒアリングをしております。そのヒアリングの中で、彼らは重要事項説明書において説明を行うことになつております。そこで、この重要な事項説明書において、どのような説明を顧客に対し行つているのかということについて情報提供義務がございます。この情報提供義務の履行状況について確認しているところでございます。

○高木(鍊)委員 今申し上げましたように、伸び盛りの業界でありまして、ニッチな市場だと思うんですけども、独自性の高い商品開発を行つて、市場も拡大していくというふうに思われるんですけども、いろいろな資料を見ていく中で、とても興味深い商品が目に入りました。商品に関しては届出制だと伺つておりますので、金融庁もういう商品なの御存じなんだと思うんですが、今から挙げる三つの商品に関して、どのような商

品なのか、意義なども含めて教えていただければと思うのです。

三つあります。一つ、痴漢冤罪保険。二つ目、要介護改善時に給付する保険。三つ目、スマート保険。この三つについて教えていただければと思います。

○遠藤政府参考人 お答え申し上げます。

今委員から御指摘いただきました三つの保険でございますけれども、まず、痴漢冤罪保険につきましては、これは痴漢と間違われたときに、すぐに弁護士に電話相談ができ、弁護士費用等が支払われる保険でございます。

それから、要介護改善時に給付する保険でございますけれども、これは、公的介護保険制度において介護度が改善した場合にお祝い金が支払われる、そういう保険でございます。

それから、三つのデバイス保険なんぞといいますけれども、これは、公的介護保険制度において介護度が改善した場合にお祝い金が支払われる保険でございます。

顧客ニーズを積極的に取り込んだ商品、サービスの開発ということでございますので、当局としても、保険契約者保護を前提にして、前向きに対応していきたいというふうに思います。

○高木(鍊)委員 この少額短期保険の中には、生命保険や医療保険といふものも扱つてある会社や、そういう商品があるやに聞いておりますが、生命保険や医療保険などはなかなか再加入が困難なものだと思います。そういう商品に係る経過措置はどういうふうに終了させていくと当局としてはお考えでしようか。

○池田政府参考人 お答え申し上げます。

今御指摘のように、過去において少額短期保険業者が破綻した事例はございません。

生命、医療保険につきましては、一般に、保険加入者が保険に加入しました当初よりも高齢になれば、定期的に、年二回、六月及び十二月にヒアリングを行つてあるところでございます。その中で、決算状況がありますとか、あるいは経営戦略、経営状況について詳細な報告を実施しております。財務の健全性の確保状況について、契約者に対する書面等を用いて適切に

指摘のとおりであると考えます。

経過措置適用業者につきましては、これまでも、顧客に対しまして経過措置適用期間に限つて経過措置の上限金額の範囲内で引受けを行うことが可能であることを説明することが求められてきたところであります。この点は、ただいま御指摘のありました、生命、医療保険を扱つ業者の場合も例外ではないところでございます。

したがいまして、従来からの説明を前提に、経過措置の引受け上限金額は可能な限り早期に原則に収束させる必要があるわけでございますが、生命、医療保険については、ただいまの再加入困難性といったこともございますので、とりわけ顧客に丁寧な説明を行い、十分な理解を得ていくことが求められているものと考えてございます。

金融庁としましては、今後、モニタリングなどを通じまして、経過措置適用業者が適切な説明を行い、そして、本則に円滑に移行するための対応を適切に行つてあるか、しつかりと確認していきたいというふうに考えております。

○高木(鍊)委員 この少額短期保険業者ですが、これまでに破綻した例というのはないというふうにヒアリング等で伺つてはおりますが、今後について、引き続き破綻が発生しないようにといふことが契約者保護という観点からも重要なことだと思われます。金融庁の取組についてお伺いいたしました。

○遠藤政府参考人 お答え申し上げます。

今御指摘のように、過去において少額短期保険業者が破綻した事例はございません。

今後の取組でございますけれども、少額短期保険業者に對しましては、保険業法等に基づき、モニタリングを行つております。先ほど申しましたけれども、定期的に、年二回、六月及び十二月にヒアリングを行つてあるところでございます。その中で、決算状況がありますとか、あるいは経営戦略、経営状況について詳細な報告を実施しております。財務の健全性の確保状況について、契約者に対する書面等を用いて適切に

ても監督しているところでございます。

ここでやはり十分に把握できない場合というのは、この保険業法に基づいて、業務又は財産の状況に關する報告を徵求すること、報告徵求命令でございますけれども、そういふ報告を求める。あるいは、実際にその会社に行ってその体制を見なければいけないということであれば、立入検査も実施します。更に問題があれば、自分たちで改善できないということであれば、当局の指揮下の中で改善してもらうという形の業務改善命令といいますことを發出することもございます。

こういふたゞまざまな行政対応によって、少額短期保険業者の財務の健全性を確保し、破綻が発生しないよう取り組んでいるところでございます。

○高木(鍊)委員 この少額短期保険を扱つてある業者というのは、機動力と申しますか、世帯が小さいとか、ちっちゃいからこそできる、機動力が大きいバランスは難しいんだと思ひますが、とある商品開発であつたりと、そういうことだと思うのですが、大きな規模の会社ではなかつたりするのだと思ひますので、余り行き過ぎた規制や、これをしないといふふうに考えております。

○高木(鍊)委員 この少額短期保険を扱つてある業者にとっては、機動力と申しますか、世帯が小さいなど、あれをしなさいが多過ぎると、大変負担になるという側面もあるうかと思ひますので、そちらのバランスは難しいんだと思ひますが、とはい、やはり契約者保護という観点を忘れてはいけないと思ひます。

そういう意味でございますと、今後、少額短期保険業者の財務諸表の公表なども含めて一層の情報開示を求めていくのかどうか、そちら辺の金融庁のお考へをお聞かせください。

○池田政府参考人 お答え申し上げます。

少額短期保険業者は、法令に基づきまして、事業年度ごとに、財務諸表を作成して、情報開示を行つことが求められているところでございます。

また、加えまして、保険契約を引き受ける際に、少額短期の保険であると、商品特性やセーフティーネットの対象外であること等の重要な事項について、契約者に対して書面等を用いて適切に

説明することとされております。

したがいまして、少額短期保険業者は、法令に基づき、各種の情報開示や顧客への説明が求められているところでございますが、金融庁としましては、これらが適切に履行されていくよう、しっかりとモニタリング等に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○高木（錬）委員 契約者保護という観点を忘れず、とはい、金融育成庁として、この業界も適正な拡大が図られるように、金融庁としても引き続き取り組んでいただければと思思います。

金融庁関係で一つ、この少額保険の話とは別に、このタイミングですので一点お伺いしたいと思ひまして、村井政務官、本日はありがとうございました。

先日閉幕しましたG20について伺いたいと思います。

そこで、仮想通貨、聞くところによりますと、共同声明は暗号資産と表現しているそうでござりますが、その共同声明の内容を含め、G20で議論された仮想通貨の話をどのように受けとめいらっしゃいますか。

○村井大臣政務官 お答え申し上げます。高木委員から、今般のG20における仮想通貨の議論について御質問をいただきました。

今般のG20におきましては、仮想通貨については、我が国から、FSB、金融安定理事会等の関係国際機関において対応の全体像が整理されいくことを期待をしているということと、その中でも、マネロン、テロ資金供与対策については、我が国が諸外国に先駆けて実施をしておりますFTA、金融活動業部会ガイダンスの内容を拘束力のあるFATF基準へ格上げすることを期待を

二ヶでは、これら我が国の主張が反映をされ、国際的な基準設定主体がリスクの監視を継続すること、また、マネロン、テロ資金供与対策については、G20が仮想通貨についてはFATF基準の内

容を実施することにコミットすること、また、FATFに対し同基準の見直しを期待し、世界各国に実施を推進するよう要請をすることがしっかりとG20が仮想通貨についてはFATF基準の内

AATFに対し同基準の見直しを期待し、世界各国に実施を推進するよう要請をすることがしっかりとG20が仮想通貨についてはFATF基準の内

を実施することにコミットすること、また、FATFに対し同基準の見直しを期待し、世界各国に実施を推進するよう要請をすることがしっかりとG20が仮想通貨についてはFATF基準の内

として、その結果として、今般のG20のコミュニケートをお考えおります。

○高木（錬）委員 朝のやりとりを踏まえて、改めて午後も参議院の方でいろいろなやりとりがおありだったと思います。

大臣、諸行無常、人の心は移り変わる、世は常じやない。そういう意味では、朝はあるような答弁がありましたけれども、中間報告に関して、官房長は出さない、出せないという話がありました

が、麻生大臣、国民の納得を得るために、中間報告、しかるべき時期に出しなさい、そういう指示を出すお考えはありませんでしようか。

○麻生国務大臣 午前中答弁を申し上げたとおりですけれども、少なくとも、今安易な答えを焦つて出すと、さらなるというようなことになりかねませんので、きちっとした答えといふものを出す

というのに努めていかなければならぬものだと

ですが、その前に、太田局長と矢野官房長、連日大変お疲れさまです。伺います。

「普通財産の貸付けに係る特例処理について」の部分で大幅に削除、改ざんがあつたということは、繰り返しこの場でもありますし、ほかの委員会でも触れられていると思うんですが、それを実際に書いた人間も削除した人間もありまして、その当事者の意図も、当然、内部調査で、ヒアリング等々でその意図についても確認されているという認識でよろしくございますよね。

○矢野政府参考人 お答え申し上げます。

三月十二日に、書きかえが当時の理財局の一部の職員によって行われたということを御報告をさせましたけれども、その上で、どの職

員がどの程度関与したか、なぜやつたかなどとくとも、マネロン、テロ資金供与対策についても、この調査によりまして書きかえの経緯や

目的について明らかにしていただきと考えておりましたけれども、その上で、どの職

員がどの程度関与したか、なぜやつたかなどとくとも、マネロン、テロ資金供与対策についても、この調査によりまして書きかえの経緯や

目的について明らかにしていただきと考えておりました。

○小里委員長 次に、青山大人君。

○高木（錬）委員 時間になりました。ありがとうございます。

○青山（大）委員 希望の党の青山大人です。

保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について質問いたします。

平成十七年、保険業法が改正されました。これまで保険業法の規制対象とされていなかつた無認可共済については、その規模や形態が多様化する

がございました。これを受け、根拠法のない共済にかかるものとして、少額短期保険制度が創設されたというふうに理解しております。

それまで共済事業を行っていた保険業者に対しても、激変緩和措置の観点から、改正により、保険引受けの上限金額に経過措置が設けられました。それからもう十年余りが経過をしておりま

す。この間、平成二十四年には、保険の上限金額について、経過措置を五年間延長する改正が行わ

れております。

そもそも、この経過措置が設けられた理由は、規制の枠組みが大きく変更されることから、既存の契約者などの保護を図り、新たな制度への円滑な移行を図るためのものであつたことを改めて確認いたします。更に言えば、この措置は、既存の共済事業者のみを対象とする時限的措置ではな

かっただしようか。

現在、少額短期保険を見ると、新規参入も活発でございます。事業者数も増加しております。加えて、特定のニーズに対応した商品提供も行われてゐるなど、高度化、多様化する顧客ニーズに十分応えるものとなつていて思われます。

こういった少額短期保険の現状を踏まえ、まずはもちろん麻生大臣でありますよね。御見解をお聞かせください。

○麻生国務大臣 財務省の最終責任者は、麻生太郎財務大臣であります。

○小里委員長 時間が来ております。締めてください。

○高木（錬）委員 時間になりました。ありがとうございます。

○麻生国務大臣 これまでの経過は先生のおつしやるとおりで、平成十七年、それまで法律のなかつたものをきちんととすことからスタートしておるんですけども、先ほど高木先生だつたかペツトの話をしておられましたけれども、これは何も、ペツト以外にも少額の保険というのは、例えば、山登りするからというのでその捜索保険をどうしてくれるとか、そんなのは東京海上なんかやつてくれませんから。

そういうたよなものを含めて、まだほかに、も、外国人の実技で研修に来ておられる人たちが短期でマンションに入るときに、その家具とか、例えば、これは栃木県で実際に起きていますけれども、もとの文書を作成した職員の意図、それぞれございますけれども、もとの文書を作成した職員の意図につきましても、必要に応じて確認をしてまいりたい

法の対象として規制、監督すべきであるとの指摘

んということを書かなきやいかぬなんというのは、やはり、普通、日本じや考えられませんわな。しかし、たき火して騒ぎになつたりしているんです。そういうのに対する保険なんといつたつて、火災保険でそんなのなんて、本人がたき火をするとき火つけと同じじゃないかという話になりますので、全然対象にならない。

幾つも例があるんですけども、そういうたようなものに対するこういう保険というのは、結構いろいろな意味で時代に合わせて効果があると思つておりますので、そういった意味では、この種のものというの、ニッチ産業とかいろいろな表現がありますけれども、非常に幅の狭い分野だけれども必要なものというのに関しては、この少額保険というのは結構いろいろな意味で効果が大きいたつておりますので、うまく育てていければと思つております。事実、業者の数はふえてきておる傾向にあるうかと思つております。

○青山(大)委員 次の質問に移ります。

保険金額の上限に係る本則及び経過措置について質問いたします。

平成十八年四月から平成二十五年三月末まで、本則の五倍の受け入れを認める経過措置が行われました。医療保険などが三倍であるのに対して、大きいと言えるのではないでしょうか。

平成二十五年四月から平成三十年三月末まで、既存の契約については本則の五倍、新規の契約に

既存の契約については本則の三倍の受け入れを認める経過措置が行われています。実に、十二年間にわたつて経過措置が適用されているのです。しかも、新規契約も含めての措置であり、厳密には本来の経過措置の範囲を超えているようにも考えられます。

平成十六年十二月の金融審議会金融分科会第一部会報告では、「根拠法のない共済への対応について」の中で、再保険等によるリスク転移に係る时限措置についてはこのように述べられておりま

応としては、既存の事業者についての特例として、一定の期間（例えば五年程度）に限り、保険金が高額でないものに限つた上で、再保険等により保険会社にリスク転移が行われる場合は、少額給付の範囲を超える保障についても少額短期保険事業者と同様の規制の枠組みの中での業務を行えることとする時限措置を設けることが適当である。

このように述べられております。

一定期間到来しても更に保険金額の上限に係る経過措置を適用する必要性について、御説明をお願いいたします。

○越智副大臣 お答えいたします。

まず、この経過措置でございますけれども、平成十七年保険業法改正前の根拠法のない共済が、引受け可能な限り本則に収束すべきであるという点でございます。

しかしながら、先ほど申し上げたとおり、いまだ保険契約者として百六十万人を超過する者が存在し、そしてまた、本則の範囲内の保険契約しか受け受けられないことについて顧客等の理解を得て保険金額を徐々に縮小させていくには、更に一定の時間がかかるというふうに考えております。

ただ、しかしながら、本則を超過する保険金額で引き受けられた保険契約が相当数存在するといふ中におきまして、平成二十四年保険業法改正において、経過措置は五年間延長されたところでござります。

今回について申し上げますと、本則を超過する保険金額で引き受けられた保険契約が、前回延長時に比べれば減少してはいるものの、なお相当数存在する中で、保険契約者等への影響を踏まえて、経過措置を延長するということとしたものでござります。

○青山(大)委員 続きまして、三番目の質問、少額短期保険業者の経過措置に関する有識者会議の議論について質問いたします。

金融庁は、少額短期保険業者の経過措置の取扱いについて検討するため、昨年八月の二十三日、森下哲朗上智大学法科大学院教授を座長とする少額短期保険業者の経過措置に関する有識者会議を設置されました。有識者会議は、平成二十九年九月十四日、報告書を取りまとめています。

同会議においては、経過措置について、制度創設から十二年を経過し、既に所期の目的を果たしているのではないかとの意見もあつたようですが、なぜ今回、再々延長の改正案を提出するに至つたのでしょうか。御答弁をお願いいたします。

○越智副大臣 繰り返しになりますけれども、まず、経過措置が激変緩和措置として設けられたものという制度趣旨に照らせば、引受け可能な保険金額の上限は可能な限り本則に収束すべきであるという点でございます。

しかししながら、先ほど申し上げたとおり、いまだ保険契約者として百六十万人を超過する者が存在し、そしてまた、本則の範囲内の保険契約しか受け受けられないことについて顧客等の理解を得て保険金額を徐々に縮小させていくには、更に一定の時間がかかるという御答弁がございましたけれども、その一定の時間、期間というのは、大体、具体的にどのぐらいのというふうに副大臣の方はお考えにならぬでしょうか。まず、その点について伺います。

○青山(大)委員 今、副大臣の方から一定の時間がかかるという御答弁がございましたけれども、その一定の時間、期間というのは、大体、具体的にどのぐらいのというふうに考えております。

○青山(大)委員 今、副大臣の方から一定の時間がかかるという御答弁がございましたけれども、その一定の時間、期間というのは、大体、具体的にどのぐらいのというふうに考えております。

○越智副大臣 お答えします。

先ほど、過去の実績として、平成二十五年三月末で二百九十万人、二十九年三月末で百六十六万人というふうに申し上げました。

今後の趨勢、経緯については、モニタリングを通じてしっかりと金融庁として把握しまして、対応していくといったふうに考えております。

○青山(大)委員 また、先ほど副大臣の御答弁の中では、そういつた、ちゃんと既存の業者が顧客に對していろいろ説明する話ですか、今日は既存の契約なので本則を超えてますよとか、そういう説明をきちんとするように促すというふうにおつしやつていましめたけれども、具体的に、そういう業者さん、そういうのはちゃんと守られてるのか、それとも、これまでそういうのも守つていいのはやはり一定の時間かかる、そういう考え方に基づいて、このため、新規契約を含めて、経過措置の期間を延長することとしたものでござります。

金融庁としましては、この経過措置適用業者については、一つには、顧客に対して、経過措置適用期間に限つて経過措置の上限金額の範囲内で受けを行なうことが可能であるということを説明する。また二つ目には、経過措置終了後は本則の範囲内の保険契約しか受け受けられないことについて伺います。

○遠藤政府参考人 お答え申上げます。

今、御質問でござりますけれども、これまでも、定期的に、年二回はそういうた業者に対するヒアリングを行つてまいりました。どういった説明が顧客に対して行われているかということに

平成三十年三月二十二日

く、小回りがきくことなどを生かして、特殊なりスクへの対応や安価で簡素な商品、地域の特性に

も、今回のブエノスアイレスのG20をどのように評価をされてされますか。

ぬということで、我々としては、この点は、ほかのところは、一二シャル・ロイン・オフアリノグ

傾向にあつた世帯数も、一年後の二〇二〇年の五千三百万世帯をピークに、世帯数は減少に転じると想定されています。

さらに、団塊の世代が大幅に減少していくことになれば、世帯数の減少スピードはますます上昇するものと考えられます。さらに、少子高齢化が進展すれば、構造的な問題により、社会保険料の負担が重くなることは必至ではないでしょうか。社会保険料負担の程度は、民間の保険について

我が国社会構造変化を踏まえた保険業の将来像、中でも少額短期保険の将来のあるべき姿について伺います。

く、小回りがきくことなどを生かして、特殊なスクへの対応や安価で簡素な商品、地域の特性に応じた商品など、一般的に保険会社が必ずしも提供しない保険商品を提供しているものと考えられます。先ほど来、さまざまな新しい保険の御議論もあつたところだというふうに思います。

少額短期保険業者が、社会・技術の変化に対応して、顧客ニーズに沿った商品、サービスを提供していくことは、持続可能なビジネスモデルの構築にもつながっていくものであり、新たな商品、サービスの開発に関しては、金融庁としても前向きに対応してまいりたいと考えております。

○青山(大)委員 御答弁ありがとうございます。

も、今回のブエノスアイレスのG20をどのように評価をされていますか。

ぬということで、我々としては、この点は、ほかのところは、イニシャル・コイン・オファリングというICOと称するこのものに関して、中国閉鎖、韓国も閉鎖等々している中で、日本はこれを一応曲がりなりにも規制をしながら使つておりますので、こういったものを、野田先生、世界じゅう、これは日本だけでやるわけにはいきませんから、みんなでこれを、危険をある程度分散しながら、利用者等々のいわゆる保護を考えながら、このものをデファクトなスタンダートとして、既成事実としてこれをうまく育て上げるのに成功するとか、間違いなくこれは、いわゆるハッシュ関数とか、暗号解読の言葉ですけれども、ハッシュ関数とか、いわゆるいろいろなものの技術、そういう

の軽さを生かして伸びてきました。多様化・高度化する顧客ニーズに応えて新たな商品を生み出ししていくことは、大いに想定されるところですがあります。少額短期保険の多様な商品に対し、金融機関として、どのように認識し、対応するのか、持続可能性を向上させる観点からお伺いいたします。

○小里委員長 次に、野田佳彦君。

○野田(佳)委員 無所属の会の野田佳彦でござります。

まずは、法案審議に先立ちまして、先週の火曜日の当委員会におきましても、G20に大臣が欠席をせざるを得なくなつたこと、そのマイナス面についての私の見解と、それから大臣の所感もお伺

か
才原昌太郎等々また黒田総裁出席をして
いただいて、その点に関しましては活発な議論が
なされたという点に関しましてはよかつたと評価
しております。

しかも、今、いわゆる合意されたコミュニケーションを
いうのが出されておりますけれども、その中で、
日本の意見も踏まえて、今の世界の中における健
全な経済のファンダメンタルズの中につて、い

たようなもののか日本がリードできるというものは、これは世界の中ににおいて非常に大きな力をもち得る可能性が控えているというところがみなそなんだと思うんですけれども。

これがどの程度のものに育つしていくかというのは、今では、ちょっととまだ正確に読めているわけではありませんし、世界も読めていないから、きよろきよろ、うろうろ、おたおたしながら見て

○越智副大臣 まず、少額短期保険業に限らず、保険業全体について申し上げますと、我が国の生産年齢人口が今後も減少を続けることによりまし

いをさせていただきましたが、G20は終わりました。木原副大臣、お疲れさまでございました。恐らく副大臣から詳細な報告もお聞き及びのことろ

わゆる最近の、きのうきょうの話じやなくて、つい先日に起きました、相場の変動が大きく動きました、あいだことを含めまして、相場とか最

いるんだと思いますけれども、私どもは、そういうもののをうまく育て上げていくといふこともやれればなと思つておりますので。

て、伝統的な国内保険市場の縮小が予想される中、収入保険料の量的拡大を前提とした現在の保険会社のビジネスモデルは、全体としては持続できない可能性があるというふうに考えられます。他方で、長寿化の進展やＩＴ技術の進化、サービス等の新たなリスクの出現などに伴いまして、新たな保険ニーズが出てくる可能性があります。こうしたニーズの変化にいかに応えていくかは、

だというふうに思いますが、今回のG20は、仮想通貨の国際的な規制についてはかねてより日本が主張している方向性で一定程度の前進が私はあつたというふうに思います。一方で、大事なテーマであった保護主義の連鎖を回避するという点においては、残念ながら芳しい成果がなかつたように思います。

事実、きょうもアメリカが鉄鋼とアルミニウム

この市場の変動というのは、これは間違いなくファンダメンタルズとは関係ないけれども、リスクと脆弱性への注意というものを喚起する必要があるのではないかということを指摘しておりますけれども、その点もコミュニケーションの中に入れていただいておりますし、いろんな意味で、我々として、こういった過度の変動とかそういうふたようなものは、間違いなく経済とか金融の安定に対しても

いすれにしても、対話とか、いろんな意味で、こういった定期的な場にきちんと出て、いろんな意味で日本の意見を、我々の意見というものを正式に発言し、それが世界の中でもということをやり続けていくという努力は、これは今後とも続けるべきならぬ大事なところだと思っております。

短期保険業者につきましては、事業規模が小さく、保険会社の経営上の重要な課題であるというふうに考えております。それとともに、持続可能なビジネスモデルを構築する際のポイントになるといふうに考えております。

の輸入制限措置の発動をいたしました。マーケットは大きく揺れていますよね。加えて、米中の貿易財をめぐる問題から、まさに貿易戦争の開戦です。夜のようだ、そういう状況に今至っています。

ということで、G20は終わつたわけであります。が、残念ながら大臣は欠席をされましたけれど

著しく影響を与えるという認識が改めてG20の中で共有されたというのは大きかった、私どもはそう思っております。

いずれにしても、最初に申し上げたマネロンの話を含めまして、仮想通貨の話につきましては、これはきちんととした対応を今後やっていかないかう思っております。

いましたけれども、そのことの詳細を聞くより
も、保護主義の連鎖拡大について歯どめがきかな
かったこと、そしてきょうのアメリカの動きな
ど、心配していることの方についての御答弁をむ
しろお願いしたかったんです。まあ、ちょっと続
けさせていただきますけれども。

このG20をやっている間に、マルチの会談だけではなくてバイの会談もいつぱいあつたと思うんです。驚いたのは、鉄鋼とアルミニウムの輸入制限措置は、これはもう從来から、NAFTAで今交渉しているカナダとかメキシコは、これは適用除外という形だったですね。オーストラリアもそうだと言っていた。このG20をやっている最中に、EUとか韓国も除外をするということをアメリカのUSTRが言つたじゃないですか。

結局、七つの国、地域が対象外なんですよ。同盟国である日本は対象なんですよ、対象。これはどういうことですか。安倍総理は友達だときようもトランプは何か会見で言つていましたよ。だけれども、残念ながら、この七つの中に入つていなさい。

私は、逆に言うと、保護主義はいけないよといふ国際協調の路線が、EUはかち取つた、韓国も除外されてかち取つた。ばらけていくことはよくないと思っていまして、その意味で、覚悟を決めつて、アメリカにはちゃんとやはり自由貿易の意義を問うていかなければいけない。

だとすると、もし大臣が出席していたならば、財務長官の何とかという人、ころころかわるからね、アメリカの高官、名前を覚えませんけれども、ム何とかという人と会談ができるかもしれない。彼とだけだったら不十分だった、本来はカウンターパートは相手の副大統領ベンスじゃないですか。麻生大臣、むしろ副総理とベンスあたりでこういう突つ込んだ議論を本当はしていかなければいけないんですね。

それができなかつたことについてのやはり反省を持たなければいけないし、今申し上げた私の懸念について補足があれば御見解をいただきたいと、いうふうに思います。

○麻生国務大臣 いろいろな問題が重なつておりますので、野田先生のおつしやるとおりなんですが、

耕先生との関係等々、いろいろなことを考えないかねところなんだと思っておりませけれども。いずれにしても、今回は、ゲーリー・コーンと、いう、スピーカーの人だったが、アルミニウムにかけるということになつて、それで辞任、やめるなど。意見が合わないからとぱつとやめちゃうといふことになりましたので、ちょっと正直私どもも驚きました。また、外交の最高責任者の国務長官でもいきなり辞任というようなことになつていますので、ちょっと正直、今アメリカで何が起きているかというのはいま一つよく読めないところなんですが、それどころかね

だきたいというふうに思います。
そこで法案の審議ですけれども、これはあら
既に高木さんと青山さんが触れたテーマがいっぽ
いあるので、重なる部分がありますが、なるべく
そこは捨象しながら、金融庁に御質問させていた
だきたいというふうに思いますけれども。
先ほど、楽天がペット保険に参入するとい
ニユースのお話がございました。なるほどなと、
何か最近は保険業界に随分注目をしていて、戦略
的に参入しようという動きをしていたと思います
が、まさに少額業者の発行済み株式を全部買つ
子会社化する、そういうやり方で入ってくるわけ
ですね。
やはり着目するというのは、ペット保険とい
うのがこれからも伸びていくんだろうということだこ
うと思います。着目点がすぐ思いつくんですけど、
この点がこれからも伸びていくんだろうとこ
う思います。

○池田政府参考人 お答え申し上げます。
少額短期保険業者は、保険業全体の中で、先ほど来ておりましたように、例えばペット保険ですか山岳救助費用保険のよう、いわば特殊なリスクへの対応を行うもの、あるいは簡易な告知のみで加入が可能な生命医療保険といったようなものも提供されていますが、こうした簡素な商品性のものなど、従来の保険会社が必ずしも提供していない特定のニーズに応えた少額短期の保険商品を提供する、こうした扱い手として一定の評価がなされているものと考えております。
この結果、御指摘のように、少額短期保険業者の業者数は近年増加傾向にござりますし、収入保険料も増加傾向にあるということをご存知ます。私どもいたしましては、少額短期保険業者といたしましては、少額短期保険制度の導入、これをもつとして広く保険業界全体にどのような影響を与えていたのか、そしてどのように役割を果たしているのか、お答えをいただければというふうに思います。

世耕先生の主な担当なんですか。ところどころでこれはやり続けていかないと、何となく縮小、オープンなものから閉鎖的なもの、クローズなものになっていく傾向を断固とめるというのは、ここは大事なところだと思います。私もそう思います。

○野田(佳)委員 やはり、本当に眞の同盟国であるとするならば、今のアメリカがところとしている路線の問題点、懸念は率直に伝えながら、一友好関係を保つというのが基本姿勢だと思つてますよ。どうしても今の、米国第一といふよりもラストベルト第一主義、その路線でいくとアメリカ・ファーストじゃなくアメリカ・アローンになるぞということを眞の友人であるならば言わなければいけないし、ただ、対象がころころ変わるので、おっしゃったように困りますけれども、まだペンスなどは残つておるわけですから、その辺とのコミュニケーションはちゃんとやっていかなければいけないということを申し添えさせていた

率がまだ、ペット保険の加入率は五パーセントで、市場規模としてはこれは随分伸びていきましたよ。今でさえも数百億円の規模が、冬分、二千億、三千億行くんじゃないかなと見込んでの判断だというふうに思います。

従来の保険会社がそれぞれにそれぞれの特徴を生かした魅力的で信頼の置ける業務を開展することを通じて、金体として保険契約者のニーズを的確に捉えたきめ細かな保険サービスが提供されていくことを期待しているところでございます。

○野田(佳)委員 ニードな商品を開発をしていくという、まさにアイデア勝負の世界で頑張っている少短業者もたくさんあるよう思います。

さつき、痴漢冤罪保険とか山岳保険とか、なるほど、そういう時代なのかなというふうに思いますれば、何かハーレーダビッドソンに特化したバイク保険があるとか、恐らく、委員長のお父さんが御存命だったら入ったんじゃないですかね、などなど随分いろいろなアイデアがあるようですが、例えば、アイデアを出して、なるほどなどと思うと、大手の生損保が同じような商品化していくといふこともあるようですね。

例えば孤独死保険、これについては大手も参入をするようになつた、あるいは葬儀保険、こうい

だきたいといふに思います。
そこで、法案の審議ですけれども、これはもうさ
既に高木さんと青山さんが触れたテーマがいつぱ
いあるので、重なる部分がありますが、なるべく

○池田政府参考人 お答え申し上げます。

うものも入ってきているということでございますが、そうなると、少額業者と既存の免許制の保険業者間、これは役割分担しながらお互い伸びていけばいいんでしょうかけれども、すみ分けという、あるべきすみ分け論みたいなものを金融庁としてはお持ちなんでしょうか。

○池田政府参考人 お答え申し上げます。

まず、制度的に申しますと、少額短期保険業制度といふのは、もともと登録制がとられておりまして、セーフティーネットなどの加入義務がない、そうしたことの反対側としまして、引き受けられる保険が少額短期であるものに限られているという制度的なたてつけになつております。

それに対しまして、保険会社は、免許制がとられておりまして、セーフティーネットへの加入なども義務づけられているわけですからけれども、逆に、少額短期保険商品も含めてあらゆる保険商品の提供が可能だということで、そういう意味で、必ずしも制度的にはすみ分けということに完全になつてゐるものではないといふことがございま

す。

ただ、現実には、少額短期保険業者は、従来の保険会社が余り提供しない分野にいろいろなアイデアを持ちながら商品提供をしておりますので、事実としては、両者の間で相当程度のすみ分けがなされているというふうに考えてございま

す。

そうした中では、他の業者の業務を見ながら、自分も新規に参入していく、両者の間に競争関係が生じるということ自体は、これは必ずしも否定できないところござりますけれども、そうした中で適度の競争と適度のすみ分け、提携、そうした中で、いずれにしましても、両者がそれぞれの特徴を生かして、全体として魅力ある保険サービスが保険契約者に対して提供されることが望ましい姿であるというふうに私どもは考えているところでございます。

○野田(佳)委員 ありがとうございました。

自然体でそうなれば一番円満な形だと思うんで

すけれども、どうしても販売力にまさる大手の生損保にのみ込まれていくような状況だけはうまく避けたような形が望ましいと思います。

もう時間が来そうに思つんですが、本来は、法改正で五年延ばすという話なんですね。これはもう

既にいろいろ議論がありましたけれども、平成十

七年の法改正のときに経過措置を七年設けて、そ

のあと五年設けて十二年統いてきて、更に今般の

これはやはり、この世界にいると、経過措置とか何とかいながらも、すつと統いてしまうとい

うのは今まであつたじゃないですか。暫定税率は

暫定じゃなくなり、当分の間が何十年も続いたり

といふこともありますので、そういうことのない

よう最終的な終了というのも見越した対応を

していただきますように、時間が来ましたので、

これは要請として、終わりたいと思います。

○小里委員長 次に、宮本徹君。

○宮本(徹)委員 日本共産党的宮本徹です。

近年、日本の保険会社による海外の保険会社の大手MアンドAが増加しております。海外で事業

料を見ました。二〇一七年度第三・四半期までの決算を見ると、国内の自然災害によるインカードロスは六百六十億、それに対して、アメリカのハ

リケーンなどがメキシコ地震、カリフォルニア山火事など海外の大口の自然災害のインカードロス

は一千二百七十七億ということで、海外の自然災害が大きなものが起きれば、国内の保険会社の経

営にも影響していくことになるかと思います。

もし仮に東日本大震災クラスの自然災害が海外

子会社がある国で起きるということになれば、そ

の補償金額は膨大な、莫大なものになるわけでござります。そうすると、国内の親会社にも深刻な影響と

いうのが想定されると思います。

きょう金融庁にお伺いしたいのは、保険会社の海外子会社のリスクについてどのように検査監督しているのか、海外子会社のリスクが国内の保険会社の経営に一切影響を及ぼすことはないと思って

いるのか、その点をお伺いしたいと思います。

○越智副大臣 御指摘のとおり、近年、大手損害保険会社を中心、積極的な海外事業展開の動きが見られております。

海外に事業展開する損害保険会社においては、海外の子会社を含めたグループ全体での保険引受けリスクについて、保有するリスクを他の保険会社に移転する再保険の活用も含め、適切に管理することが重要であると考えております。

そういう中で、金融庁では、例えば本邦損害保険会社が海外子会社の保有するリスク量を把握し適切に管理しているかについてモニタリングを行っております。そして、それとともに、海外子会社のリスク管理が適切に行われているかについて、海外当局との連携を通じて、当庁としても把握を行なうなど、海外事業におけるリスクが適切に管理されるよう、検査監督に努めているところでございます。

○川口政府参考人 お答え申し上げます。

貸し主が同種の行為を反復継続的に行っていない場合、これはサブリース契約の貸し主についても、消費者安全法あるいは消費者契約法などにおいて消費者と見ることができる場合があるというふうに認識しております。

それを受けて、対応ということでございまして、これが一つは、消費生活センター等の消費生活相談員に研修するということでおこなっております。

が、一つは、消費生活センターの研修におきまして、賃貸住宅管理業を適切に行える者の登録制度、これは国土交通省と連携をいたしまして、この制度に係る情報消費生活相談員に提供する機会を新たに設けたところでござります。

ここに加えまして、サブリース契約の貸し主、建物所有者でございますが、これを対象に注意喚起を行なう。これはまだ行つていなければいけません。

具体的には、国土交通省とともに、サブリース契約の貸し主を対象といたしまして、契約期間中に賃料が減額されたりあるいは解約される可能性があるなど、サブリース契約のリスクの内容、また、そうしたリスク等を貸し主となるオーナーが十分理解してから契約をすべきことなどを示した

注意喚起を行うということをしたいというふうに考えております。

○宮本(徹)委員 それだけだと不十分だと思つん

れない異常事態が発生しております。

消費者庁にお伺いしますが、今回のシェアハウ

ス投資の被害者は普通のサラリーマンが多いわ

ですね。電話がかかつてきて勧誘されて投資した

という方も多くいるみたいで、それでも、一名当たりの負債は億を超えております。このままでは人生が大もとから変えられてしまうということに直面しているわけですが、こうした被害を出さないための啓発の取組というのは抜本的に強めなきやいけないと私は思っています。

○越智副大臣 御指摘のとおり、近年、大手損害保険会社を中心、積極的な海外事業展開の動きが見られております。

海外に事業展開する損害保険会社においては、海外の子会社を含めたグループ全体での保険引受けリスクについて、保有するリスクを他の保険会

社に移転する再保険の活用も含め、適切に管理することが重要であると考えております。

そういう中で、金融庁では、例えば本邦損害保険会社が海外子会社の保有するリスク量を把握し適切に管理しているかについてモニタリングを行っております。そして、それとともに、海外子会社のリスク管理が適切に行われているかについて、海外当局との連携を通じて、当庁としても把握を行なうなど、海外事業におけるリスクが適切に管理されるよう、検査監督に努めているところでございます。

○川口政府参考人 お答え申し上げます。

貸し主が同種の行為を反復継続的に行っていない場合、これはサブリース契約の貸し主についても、消費者安全法あるいは消費者契約法などにおいて消費者と見ることができる場合があるというふうに認識しております。

それを受けて、対応ということでございまして、これが一つは、消費生活センター等の消費生活相談員に研修するということでおこなっております。

が、一つは、消費生活センターの研修におきまして、賃貸住宅管理業を適切に行える者の登録制度、これは国土交通省と連携をいたしまして、この制度に係る情報消費生活相談員に提供する機会を新たに設けたところでござります。

ここに加えまして、サブリース契約の貸し主、建物所有者でございますが、これを対象に注意喚起を行なう。これはまだ行つていなければいけません。

具体的には、国土交通省とともに、サブリース契約の貸し主を対象といたしまして、契約期間中に賃料が減額されたりあるいは解約される可能性があるなど、サブリース契約のリスクの内容、また、そうしたリスク等を貸し主となるオーナーが十分理解してから契約をすべきことなどを示した

注意喚起を行うということをしたいというふうに考えております。

○宮本(徹)委員 それだけだと不十分だと思つん

普通のサラリーマンが、今電話がかかってきで、こういうのに投資しませんかとやられているわけですから、こういうものというのは大変リスクがあるんだということを広く国民に周知するという取組もあわせてやつていただきたいと思います。

国交省にも来ていただきました。

ことしの二月二十日に業界団体に向けて「サブリースに関するトラブルの防止に向けて」という通知を出しておりますが、この通知の発出については、今回のスマートデイズなどのシェアハウス投資の問題があつたからということによろしいわけですね。

○築大臣政務官 お答えいたします。

国土交通省では、サブリースにおける家賃保証をめぐるトラブルの防止等のため、平成二十八年九月に、将来の家賃の変動等の条件を重要事項として説明することなどを内容とする賃貸住宅管理業者登録制度の改正を行うとともに、関係団体への通知の発出や広報等を通じ、機会を捉えて指導強化等に努めてきたところでございます。

御指摘の通知につきましては、スマートデイズの事案に見られるような、サブリースに関するトラブルが発生していること等を踏まえ、改めてこうした賃貸住宅管理業者登録制度の趣旨の徹底を図るために関係団体に対して発出したものでございます。

具体的には、サブリースに関するトラブルの防止に向けて、登録制度におけるルールの遵守を図るとともに、未登録業者に対しては、速やかな登録の検討及び未登録の間においても登録業者と同様の業務執行を行うことなどの指導を行ったところございます。

○宮本(徹)委員 今、賃貸住宅管理業者登録制度のお話がありましたが、これは任意の登録制度なんですね。ですから、今回、犠牲者、被害者をたくさん出しておりますスマートデイズだとか、あと小さな会社もたくさんありますけれども、こういうものについては未登録ということに

なっております。任意登録ですから、登録していく登録してくれと言つても登録せずに、計画倒産の形で逃げていくことも可能になつていています。

わ�です。

ですから、今の登録制度だけでは、スマートデ

イズの今回のシェアハウス投資案件のようなものは被害を防げないというものは明らかだと思います。やはり、被害を出さないために、何らかの法制化も含めて、この分野の規制を突っ込んでやる必要があるんじゃないかと思いますが、そういう検討についてされていますか。

○築大臣政務官 先ほど申しましたように、ま

ず、サブリースにおける家賃保証をめぐるトラブルの防止等のために、オーナーに対して将来の家賃変動等の条件について十分に説明することが重要であると考えており、国土交通省においては、登録制度の改正や関係団体への通知発出等を通じ、指導強化等に努めてきたところでございます。

加えて、年度内に、サブリースに係る標準契約書を改定し、契約における家賃の変動や改定に係る事項の明確化を促すこととしております。

さらに、今後、消費者庁と連携をして、オーナー等を対象に、サブリース契約に関する注意点などについて注意喚起を行っていく予定です。

そして、御指摘の法規制等に関しましては、登

録制度の改正に際し、改正後の登録制度の普及状況等を踏まえ、検討を継続すべきと整理され、現

在、実務家、学識者等で構成する第三者の有識者委員会において検討を継続しているところでございます。

○宮本(徹)委員 これだけ大きな被害が出ている

わけですから、検討継続というところから一歩踏み込んで、やはり法規制に向けてぐつと踏み込んで対応を進めていただきたいというふうに思いました。

具体的には、賃貸物件の収益シミュレーションの精緻化といった規律ある審査体制の構築、あるいは、融資実行後の賃貸物件の空室、賃料水準、収支状況等の期中管理の充実、それから、そういうものを踏まえまして、借り手に対するリスク説明を充実するといった問題提起を行つたところでございました。

金融庁の金融レポートでも、昨年十月出したも

ので、こう書いてありました。アパートローンの

借り手に対し、リスクを適切に評価し、わかりやすく伝える顧客本位の業務運営を確保する必要がある、こう書き込まれているわけですが、現実には、スルガ銀行のシェアハウス投資への融資のようなことが行われていたということです。一体ど

ういう監督を行つていたのかなと思つてしまふわ

けですけれども。

この金融レポートにあるとおり、アパートローンの借り手に対し、リスクを適切に評価し、わかりやすく伝える、これをきつちりできる場というのは、今回のケースなんかでいえば、やはり銀行の果たす役割というのには本当に大きいと思うんで

すよね。そこを、仲介業者の側は、スマートデイズとかは、これがいかにもうかるのかといふことを、せつせつせつとバラ色に描いて話をするわ

けですけれども、お金を実際貸すところの銀行

は、いや、これはこういうリスクがあるものなん

だよというのをしつかり言えれば、被害は相当食い

とめることができるんじゃないかというふうに思

います。

いずれにいたしましても、金融庁にいたしま

して、今般のこのシェアハウス関連の御指摘、御

報道があつたことも踏まえまして、本年三月の地

域銀行との意見交換会におきまして、改めて、顧

客に対する十分な説明が行われているか、もう一

度地域銀行が点検を行つよう必要があると要請したところでございます。

○宮本(徹)委員 しっかりとやつていただきたいと

思います。

この問題は、所轄の官庁が幾つもわたるわけ

ですね。不動産業界への指導については国交省、

銀行に対しては金融庁、消費者を守るのは消費者

銀行になります。それぞれ権限もあればノウハウも

あると思います。どうすればこうした被害を防ぐ

実効策を更に強めることができるのか。そして、

もし被害者が出了場合はどう救済するのか。こう

いうことを総合的に対策を進めていくために、ゼ

ひ、国交省、金融庁、消費者庁、連携をとつて、

アパート、マンション向け融資に関しては、委

員御指摘のように、昨年十月の金融レポートにお

きまして、我々が一部の地域銀行に対して実施いたしましたアパート、マンション向け融資の実態

この金融レポートにおける問題提起を踏まえまして、我々の今事務年度の金融行政をどういくふうに行つていくかということを記述した金融行政方針におきましても、こういった問題提起に従つたモニタリングというものを強化、継続していくことを明記しているところでございます。

数次にわたる要請を行つておいでございます。

すけれども、御指摘のシェアハウス融資に関する

報道があつたことも踏まえまして、本年三月の地

域銀行との意見交換会におきまして、改めて、顧

客に対する十分な説明が行われているか、もう一

度地域銀行が点検を行つよう要請したところでございます。

○宮本(徹)委員 しっかりとやつていただきたいと

思います。

この問題は、所轄の官庁が幾つもわたるわけ

ですね。不動産業界への指導については国交省、

銀行に対しては金融庁、消費者を守るのは消費者

銀行になります。それぞれ権限もあればノウハウも

あると思います。どうすればこうした被害を防ぐ

実効策を更に強めることができるのか。そして、

もし被害者が出了場合はどう救済するのか。こう

いうことを総合的に対策を進めていくために、ゼ

ひ、国交省、金融庁、消費者庁、連携をとつて、

アパート、マンション向け融資に関しては、委

員御指摘のように、昨年十月の金融レポートにお

きまして、我々が一部の地域銀行に対して実施いたしましたアパート、マンション向け融資の実態

調査、この結果を踏まえて問題提起を行いました。

具体的には、賃貸物件の収益シミュレーション

の精緻化といった規律ある審査体制の構築、あるいは、融資実行後の賃貸物件の空室、賃料水準、

収支状況等の期中管理の充実、それから、そういう

ものを踏まえまして、借り手に対するリスク説

明を充実するといった問題提起を行つたところでございました。

それから、金融庁にもお伺いしたいと思いますよ、今回の話を聞いていて。

被害者の人たちの話を聞いたけれども、僕は、これは一人、たまたまそれにひっかかった本人を知っていたのですから、欲をかいてやつたらう、こんなうまい話があるわけないだろがと言つたら、自分でもそう思いますと、だつたら自分でしつかり諦めろという話はしましたよ、私のことですから、仲がいいから。

私は、だけれども、この種の話というのは、うまい話を持つてくる話というのは、やはり気をつけて見ないとだめなんですよという話を、これはオレオレ詐欺に限らず、もう全てそうです。僕はそういうものなんだと思っているんですねけれども。

この種の話に関して、私たちの監督できるところはきちんとやつていきますけれども、それでもやはりそういうことが出てくる可能性というのは常に考えとかないかぬのであって、やはり、こいつたようなことにに関しては、こういう話がありますよという話が新聞に出てみたり、いろいろな形でネットに載つかつてみたり、こういうところで議論になつてみたりするということが、その人たちにとっては、こういう話が来たら、あつ、これはもしかしたら、あの話を聞いていたなどうよなところにならないと。

なかなか自分でぽつといこうという気になられたりすると、何となくそちらにずっと寄つていくというのが、やはり人間の欲が出てくるところなんだとは思つておりますけれども、いずれにしても、こういったものは、我々として、できる限りのことをやつしていくというのは、各省庁、皆同じ気持ちでやつていかないかぬところだと思つております。

○富本(徹)委員 人間、欲はあるわけですけれども、しかし、被害者の皆さん、麻生大臣が言われるよう、自分を責めていますよ。何でこんなものにだまされちゃつたんだろうというように責めていますけれども、でも、一番悪いのはだました側ですから、だまそうとする側ですから。やはりそれを、しつかりとそういうことが起きな

いような取組を強めていっていただきたいというふうに思います。

残された時間で、最後、太田理財局長に本日も来ていただきました。

安倍夫妻事件として扱ってきたことを隠したかつたそしてこの問題について森友学園側に便宜を図つていったこと、価格の値下げを説明のつかない方法でやつたことを隠したかた、そう考えざるを得ないと、いうふうに思います。

ちなみに、きょう、野党三党は籠池氏に接見をしましたが、籠池さんは、改ざん前の文書に書かれている昭恵氏の発言については、確かにそういうふうにおつしやつていただいているふうに証言されていた、それから、籠池さん自身が、森友学園の問題については昭恵氏にこういう状況になつていておりましたということを何回か報告していたということをおつしやつていただいていることです。

ですから、明確に安倍御夫妻の案件として、安倍昭恵夫人の力もかりながら籠池さんはこれを進めようとしていたわけですし、そのかわりを財務省の側も近畿財務局の側も認識していたということだというふうに思います。

それで、時間がないので、先ほど議論を聞いていてあれつと思つたんですけど、この間、安倍総理や昭恵夫人の話をなせ書いたのかということがあります。

本人大概云々も含めて、基本的に前のところ云々、推測でと言わるとそこはあれで、本人その者、あるいはその当時いた人たちにある程度聞いた上で基本的に私どもは御答弁を申し上げているということをございます。

○富本(徹)委員 当時の課長、室長は入つていているということでいいですね、聞いている、確認をしているということです。それで終ります。

○太田政府参考人 特例承認というのは本省決裁のことをやつしていくのは、各省庁、皆同じ気持ちでやつていかないかぬところだと思つております。

○宮本(徹)委員 人間、欲はあるわけですけれども、しかし、被害者の皆さん、麻生大臣が言われるよう、自分を責めていますよ。何でこんなものにだまされちゃつたんだろうというように責めていますけれども、でも、一番悪いのはだました側ですから、だまそうとする側ですから。やはりそれを、しつかりとそういうことが起きないといふふうにおつしやいました。

ということは、まだ、書きかえ前の文書がどういう意図で書かれたのかはこれから必要に応じて確認していく、書いた本人に必要に応じて確認していくことをおつしやいました。

○野本(徹)委員 終わります。

○小里委員長 次に、杉本和巳君。

○杉本委員 日本維新の会の杉本でござります。

野田前総理が自由貿易の大切さみたいなところを麻生元総理に質問されておられたのを拝聴しておりましたけれども、きょうの午後一時に、アメ

局長との間の説明というのは、本人に確認せず推測として話されていることなんでしょうか。その点だけ、もう時間がないので、お伺いしたいと思います。

○太田政府参考人 お答えを申し上げました。先ほど官房長の矢野がお答えを申し上げましたのは、基本的には先ほどのお尋ねは二つの部分がありまして、要すれば、なぜ書きかえを行つたかということについての意図なりを調べるのかといふこと、それから、もともとの文書を、どうしてそういう文書を書いたのかということでした。

今回の調査は基本的に、なぜこういう書きかえを行つたのかという調査が主目的であります。先ほど官房長が必要に応じてと申し上げましたのは、何で書きかえたのかということを調べないといけない限りにおいて、必要があればその前の部分も、そういう意味で書きかえとの関連において調べなければいけない部分があればそれを調べることを申し上げているということでありま

す。ですから、明確に安倍御夫妻の案件として、安倍昭恵夫人の力もかりながら籠池さんはこれを進めようとしていたわけですし、そのかわりを財務省の側も近畿財務局の側も認識していたということだというふうに思います。

本人大概云々も含めて、基本的に前のところ云々、推測でと言わるとそこはあれで、本人その者、あるいはその当時いた人たちにある程度聞いた上で基本的に私どもは御答弁を申し上げているということです。

○富本(徹)委員 当時の課長、室長は入つていているということでいいですね、聞いている、確認をしているということです。それで終ります。

○太田政府参考人 特例承認というのは本省決裁でござりますので、そういう意味で担当したのは国有財産審理室長というのが一番メインでござりますので、そこは当然確認をしてと、ござります。

○宮本(徹)委員 これから必要に応じて確認していく、書いた本人に必要に応じて確認していくことをおつしやいました。

○野本(徹)委員 終わります。

○小里委員長 次に、杉本和巳君。

○杉本委員 日本維新の会の杉本でござります。

野田前総理が自由貿易の大切さみたいなところを麻生元総理に質問されておられたのを拝聴しておりましたけれども、きょうの午後一時に、アメ

リカの方は、通商擴大法(三百三十二条に基づいて、日本を適用除外国にしない形での鉄鋼、アルミニウムなどを行つてしまつた。そして、午後三時の引け値は二万六百十七円ということで、九百七十四円安でございます。二万一千円割れという状況でござります。

そんな中で、安倍総理は、森友問題で全省庁に電子決裁導入を指示という前向きなことを言われますが、ぜひ真相究明ということとともに、やはり二度とこういうことが起きない、実効性のある対策が打たれるということをお願いを申上げたいと思います。

また、我が党、明後日、NHK「日曜討論」で、うち片山共同代表が出演予定でありますけれども、今、当事者である財務省さんが調査をしているということですけれども、自浄能力にも期待したいですけれども、一方で、中立的な第三者機関による調査、あるいは審議が予算委員会であつたり、あるいはこういった常任委員会であつたり、行われておりますけれども、新設の特別委員会を設置して、そちらの方でということで、冒頭申し上げた、午後一時、午後三時、地球はぐる回りながら、世界は進んでいく、中国の習体制の固まつていく状況であつたり、ブーチン氏がもう六年やるというような国際情勢の中で、日本が前に進むように、皆さんと力を合わせていきたいと思っております。

質問に入りますけれども、大手の資本参加を得て、経過措置を適用している少額短期保険業者といったものがありますけれども、結局、最終的に、魅力的なマーケットについては、先ほどから樂天の話がありましたが、吸収されてしまうというようなことも懸念されるわけですけれども、しかしながら、大手ができる二ツチマーケットというのも存在意義があるというふうに思つていて、起業家精神を發揮して若い方々が参入してくるような、知恵と力で入つてこられるようなマーケットがあるべきであると思いますけれども、現

行の少額短期のマーケットにおける新規参入の障壁といふようなものが何らかあるのか。

例えば、保険数理人、計理人、アクチュアリーといったものを抱えていないと新規参入ができないようなものなのか、こういった点について確認をさせてください。

○遠藤政府参考人 お答え申し上げます。

現在の少額短期保険業者のビジネスの現状を見てみると、こういった少額短期保険業者が、事業規模が小さくて小回りがきくといったことを生かして、例えば、安価で簡素な商品あるいは特殊なリスクに対応した商品などなど、一般の保険会社には見られないような特徴のある保険商品を提供しているという実態がございます。そうした状況を踏まえれば、大手保険会社とは一線を画して存続し続ける余地は十分にあるのではないかなどいうふうに考えております。

また、新規参入の障壁でござりますけれども、少額短期保険業者につきましては、免許制の保険会社に対する登録制となっております。最低資金も、保険会社が十億円であるのに対し、少額短期保険業者は一千万円であるなど、参入要件は一定程度緩和されております。

また、少額短期保険業者におきましても、アクチュアリーの資格等を要件とする保険計理人の選任は必要でございます。ただ、その保険計理人の要件は保険会社に比べて緩和されております。

さらに、社内にアクチュアリー事務所がある人材がいない場合、少額短期保険業者の場合というものは多くはそういう状態なのでござりますけれども、その場合も、アクチュアリー事務所でありますとかコンサルタント会社への外部委託によつて必要となる人材を確保しているというふうに承知しております。

○杉本委員 ありがとうございます。

外部委託といふのは可能だというふう伺いましたので、若い方が知恵を出せば、何か新しいビジネスというものができるんだという可能性を認めさせていただきました。

そこで、あえて大臣にお伺いしたいんですけれども、大臣は、政治家生活四十年でいらっしゃいますし、人生もかなり、会社の社長もされておられますし、人生もかなり、会社の社長もされておられ、そして、総理も経験されているというお立場でいらっしゃると拝察していますけれども。

先ほどお話をありました、オレオレ詐欺をやるような若者が、変な不ズミ講的な商品をつくつてみたいなことがあつては困るんですけども、いわゆる健全な起業家精神というか、アントレプレナーシップというか、そついたものが發揮できる、知恵とアイデアで若者が活躍できる場というのが日本にだんだんなつてきてるというのを率直に感じていて、あるいはそういう若者が少なくなるなつてきているというような気がしてならないですけれども、魅力的なマーケットづくりであつたり、あるいは逆に、海外にも出ていくこう、新規に会社を起こそうと思うような若者がこの世の中に出でてくるといった社会になつていくべきだと思いますけれども。

ちょっと、この少額短期のマーケットと少し離れていた大いに結構なんすけれども、これまでの経験を踏まえて、こういった魅力的な市場、あるいは魅力的な人材づくりといった点で御所見いただければありますけれども。

今回の少額の話は、これは間違いなく、小額で、先ほどの高木先生の話じゃないけれども、ペッタの話からいろいろな話を、もともとできてるわっと広まりつつあるわけですから、僕はこれすごくいい一つの例だと思いますし、いろいろな意味で、こういったようなものに限らず、これから新しいものが出でくるというと、常にAIとか、アーティフィシャルインテリジェンスといふんですけれども人工知能とか、それから、今、IOTとかいうのばかりの話じゃなくて、これはIOTとかいうのばかりの話じゃなくて、これは金然そういうものじゃありませんから、いろいろな意味で、民泊をうまいことしていつてみたり、いろいろなものを、今新しいものをやっておられる例というのは幾つもありますので、それを潰さず、うまいこと育てていくことを周りで考えていかないといかぬところなんだと思つております。

○杉本委員 ありがとうございます。

お話を伺いながら、市長のリーダーシップみた同じ県の中に、両方新幹線とありますよ。両方も飛行場が、二十四時間、国際空港がありますよ。港などでかいのがあります。もともと両方とも百万だったのが、片つ方は今九十何万、片つ方も

は百五十万ですから。企業はこつちが圧倒的に多いですよ。何でこんなになつちゃつたんですかね。というのを考えたときに、私どもはこれは真剣に、どうしてこういうことになるのかというのは、これは杉本先生、本当に考えないかぬところなんだと思うんです。

ただ、そういう氣分が、何となく、寄つて来る人、そういうものに対してインセンティブを与えて、来たら、最初の三年間は事業税ただすとかぐらいのことはするだろうけれども、それだけアントレプレナーシップというのが喚起されるものですかねと、僕はちょっと正直考えちゃうところなので。僕は、そういう気風とか氣概とかいうようなものがその町に醸成されるかもしれませんいかというのは、何でやれるかというのは、かなり市長の力が大きいのかなというのが正直な実感としてはありますけれども。

改めて調べてみたいと思います。ありがとうございます。

次に、細かい点をまた当局の方に伺いますけれども、今回の、保険契約者への影響を鑑みて、当該特例措置の期間を五年延長とすると。この影響を鑑みるという、いかなる影響を鑑みて五年延長なのか。そして、保険契約者への周知は、書面で行うのか、ガイドライン等を業者さんに作成して、それに管理監督を行うのか、いかなるようない形で行つていくのかを含めて、御答弁いただければと思います。

○池田政府参考人 お答え申し上げます。

経過措置につきましては、本来、激変緩和のための措置として導入されたものでござりますので、可能な限り早期に本則に収束するという筋道であるというふうに考えております。

しかし、現状、本則を超える金額の保険契約が、前回の延長のときに比べれば減少はしておりましたが、依然、相当数存在しております。した中で、顧客等の理解を得て保険金額を縮小させていくには、なお一定の時間がかかると判断せざるを得ないと、いうことでござります。そうしたことで保険契約者等への影響と申し上げさせていただいているところでございます。

重ねてお尋ねの保険契約者への周知の点でございますが、この点につきましては、経過措置が適用されております業者におきましては、顧客に対して経過措置適用期間中に限つて経過措置の上限金額の引受けを行ふことが可能であることを書面を用いて説明するということですが、これは内閣府令の中で規定されているところでござります。

私どもとしましては、そうした規定に従つて、経過措置を適用しております少額短期保険業者に

おいて適切な説明が実施されているかどうかを的確にモニタリングしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○杉本委員 ありがとうございます。

次に、先ほども伺った新規参入におけるアクチュアリーというか保険数理人ですけれども、保険数理人という言葉と保険計理人という言葉があつて、保険計理人は数理人の資格を取つて七年たつた人ということのようでございますが、今、我が国にはこういった計算ができる方、保険数理人は何人ぐらいで、どういった資格取得の難易度があり、いかなる試験内容なのか。

そして、大手について伺つておきたいんですけども、こういった保険数理人を何人ぐらい、あるいは保険計理人、七年経過した人を何人ぐらい抱えていらっしゃるのか、こういった点を教えていただければと。念のため、お願い申し上げます。

○遠藤政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘の保険数理人でございますけれども、いわゆるアクチュアリーの資格を持つているというものでございます。

このアクチュアリーの資格というのは、公益社団法人日本アクチュアリー会が定める資格でございます。七科目の試験科目、これが全試験科目でございますけれども、それに合格して所定の研修を受講した者を正会員という形で認定しております。平成二十九年三月末時点での正会員数は千六百五十四名でございます。

この試験内容は、保険数理に加えまして、確率統計学や会計、投資理論などを含んでおります。資格試験の難易度につきましては、これはなかなか一概に言えないのですが、平成二十九年度の試験では、各科目の合格率は一〇%から二〇%台半ばというふうに聞いております。各社で雇用しているこのアクチュアリーの正会員の人数でございますけれども、平成二十九年三月末時点での数字で申し上げますと、大手生命保険会社四社では、平均でおよそ一社当たり七十名

程度、大手損害保険会社四社では、平均でおよそ四十名程度というふうに承知しております。

○杉本委員 このアクチュアリーの資格というの

は、届出制の少額の保険の仕組みについても審査をきちっとしていただくという意味からも、商品設計とかそういうふうな意味からも、このアクチュアリ

ーの存在というのは極めて重要なと思いますので、こういった資格、今民間の試験制度というふうに伺いましたけれども、御当局においてもしっかりと目を光らせていただければというふうに思つております。

あと幾つか質問を申し上げようかと思つたんですけれども、重複するところになりますので、私は今、大臣から氣風というか、ということで、私はマインドと申し上げてしまつたんですけれども、ちょっとある方から、君、マインドとハートの違いがわかるかと言われたことがあります。それ

を結びにちょっとお話ししたいと思います。

マインドとというのは、頭で考へてしまつてあれこれ悩んで、比較的ネガティブな発想をしてしまうことがマインドだ、そして、ハートというのは、本当に心からというか、魂からやる気が出てくるようなことをハートで感じるといふようなことをいうというようなことを承つたことがあります。

そんな意味で、今の若者のアントレプレナー

シップにおいては、マインドというよりもハートで、気を持つて、やる気を出してというような雰囲気づくりを我々日本全国でしていくかなきやいけないということかななどということを、ちょっと想めいて申し上げさせていただきたいと思いま

す。若干時間を残しましたけれども、以上をもちまして私の質問は終了させていただきたいと思いま

す。どうもありがとうございました。

○小里委員長 これにて本案に対する質疑は終りました。

が、その申出がありませんので、直ちに採決に入ります。

第百九十五回国会、内閣提出、保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小里委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存しますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小里委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○小里委員長 次回は、来る三十日金曜日委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時三十二分散会

保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律

保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条第一項中「施行日から起算して二年を経過する日」を「平成三十五年三月三十一日」に改める。

附 則

この法律は、平成三十年四月一日から施行す

る。

平成三十年三月三十一日にその期限が到来する特定保険業者であった少額短期保険業者等が引受け可能な保険金額に関する特例措置について、保険契約者等への影響に鑑み、当該特例措置の期限の延長を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成三十年四月十二日印刷

平成三十年四月十三日發行

衆議院事務局

印刷者
國立印刷局

P